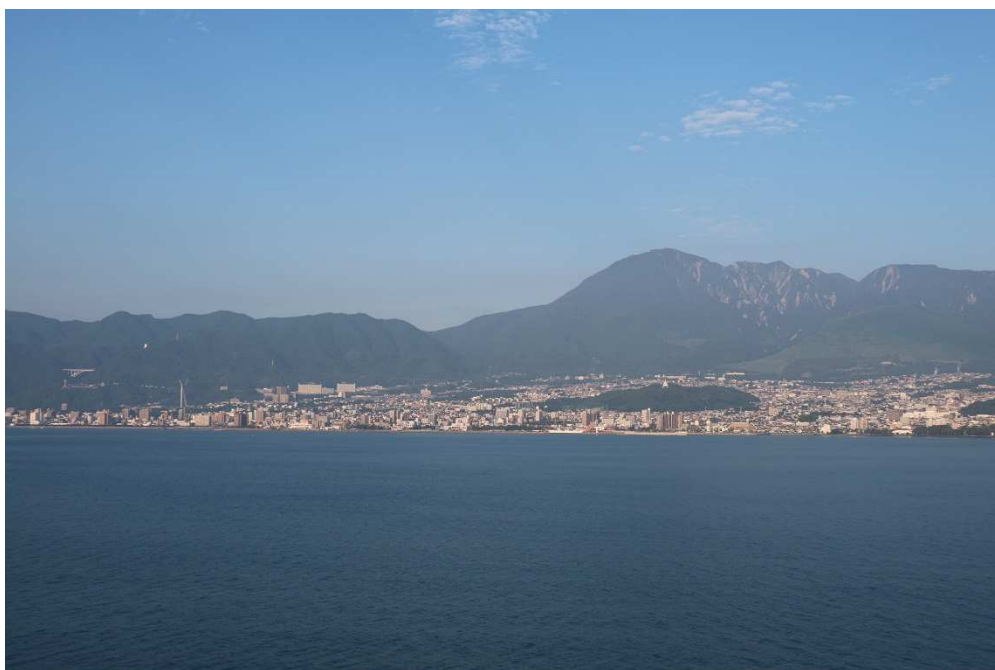


# 別府市人権教育及び 人権啓発基本計画



世界一のユニバーサルデザイン都市への挑戦

## 別府市



# 目 次

第 1 章 基本計画策定の背景と基本的考え方	1
1 策定の背景	1
(1) 人権をめぐる国際的潮流として	1
(2) 国・県の取組として	1
(3) 本市の取組として	2
2 人権教育・啓発の基本的なあり方	5
(1) 市民が主体となる人権教育・啓発の推進	5
(2) 人権尊重の視点に立った行政の推進	5
(3) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	6
(4) 同和教育の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進	6
第 2 章 人権問題の現状と重要課題への対応	8
・部落差別問題（同和問題）	8
・女性の人権問題	11
・子どもの人権問題	14
・高齢者の人権問題	17
・障がい者の人権問題	20
・外国人の人権問題	24
・医療をめぐる人権問題	27
・さまざまな人権問題	30
第 3 章 基本計画の推進	32
1 共生社会の創造	32
(1) 就学前教育・学校教育	33
(2) 社会教育	33
(3) 家庭・地域における人権教育	34
(4) 企業内人権研修	34
(5) 特定職業従事者等に対する人権教育	36
2 効果的な推進	37
(1) 学習機会の拡大・充実	37
(2) 啓発と情報提供	38
(3) 連携の促進	39
(4) 国際協力の推進	39
(5) 相談・支援・救済体制の充実	40
第 4 章 基本計画の推進体制	41
1 推進体制	41
2 基本計画の評価と見直し	41



# 第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

## 1 策定の背景

### (1) 人権をめぐる国際的潮流として

20世紀において、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験した世界の人々は、「平和」と「人権」がいかにかけがえのないものであるかを学びました。

そして、国際平和やあらゆる国家間の友好関係の発展とともに、人権と基本的自由を奨励するための国際協力を願って、昭和20年(1945年)に国際連合(以下、「国連」という。)が設立され、昭和23年(1948年)12月10日の第3回総会において、人権の国際的な共通基準として「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳い、今日の基本的人権の考え方の基礎になりました。

その後、国際的な実効性を高めるために、「児童の権利に関する条約」等の人権に関する諸条約を数々採択し、人権が尊重される社会の実現をめざした取組を進めてきました。

また、平成5年(1993年)のウィーン世界人権会議では、人権が国際社会の指導原理であること、人権意識の徹底や人権教育を行うことが不可欠であることを確認しました。さらに、平成7年(1995年)から「人権教育のための国連10年」とすることを総会で決議し、世界各国において人権教育を積極的に推進する行動計画が制定されました。平成17年(2005年)からは、「人権教育のための世界プログラム」が採択され、引き続き人権教育を積極的に取り組むこととしました。

平成27年(2015年)9月には、国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。SDGsは、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であり、17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

### (2) 国・県の取組として

昭和22年(1947年)に日本国憲法が施行され、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」を基本原則とし、第13条においては幸福を追求する権利等を定めており、第14条では法の下での平等を定め、差別の禁止を謳っています。

我が国固有の人権問題である部落差別問題に関しては、昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申を受けて、約33年間特別措置法に基づく各種施策が推進されてきましたが、平成8年(1996年)の地域改善対策協議会の意見具申において、今後の主要な課題は、教育、就

労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「依然として存在している差別意識の解消」と「人権侵害による被害の救済等の対応」であるとの指摘がなされました。

平成 12 年（2000 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、その中で人権教育・啓発の理念や推進についての国及び地方公共団体の責務ならびに国民の責務が明記されました。そして、同法に基づき、平成 14 年（2002 年）3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、政府はこの基本計画により、一人ひとりの人権が共存できる人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することになりました。

平成 28 年（2016 年）には、個人権課題の差別解消に向け、4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

大分県では、平成 9 年（1997 年）10 月に「人権教育のための国連 10 年大分県推進本部」を設置し、翌年 3 月に県行動計画を策定しました。また、世界人権宣言 50 周年にあたる平成 10 年（1998 年）には、9 月県議会で人権尊重の県づくりに向けた宣言を行うよう求めた請願が採択され、12 月 4 日に「人権尊重の大分県をめざす宣言」を行いました。そして平成 17 年（2005 年）1 月に「大分県人権尊重施策基本方針」を策定（令和 2 年（2020 年）改定）しました。大分県教育委員会も平成 18 年（2006 年）2 月に「大分県人権教育推進計画」を策定（平成 27 年（2015 年）及び令和 3 年（2021 年）改訂）し、国や市町村、関係団体と連携を図りながら、積極的に人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。

### (3) 本市の取組として

本市では現在、別府市総合計画(令和 2 年[2020 年]～令和 9 年[2027 年])において、めざすべき都市像を「地域を磨き、別府の誇りを創生する」と定め、「ひと」が最も重要でかけがえのない「財産」であるとの認識のもと、地域の宝である温泉・歴史・伝統・文化・産業を徹底的に磨き上げ、最大限に活かすとともに、新しい価値を創造することにより、将来にわたり「市民の幸福」が持続可能なまちの実現をめざしています。

また、部落差別問題は、日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題であると認識し、この問題の解決に向けた取組を進めてきました。

昭和 54 年（1979 年）、「別府市同和教育基本方針」を策定し、すべての学校や家庭、地域において、一人ひとりを大切にする人権尊重の教育として、組織的で計画的な推進をめざして取り組んできました。

平成6年（1994年）に『部落差別撤廃』宣言』を市議会において決議し、平成8年（1996年）3月には「別府市部落差別等の解消を推進し人権を擁護する条例」を制定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃のための市・市民の責務を定め、差別のない平和で明るい国際観光温泉文化都市の実現に向けて取り組んできました。

平成30年（2018年）には、「部落差別解消の推進に関する基本方針・実施計画」「部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画」を策定し、部落差別解消推進のための施策を、より一層推進するための方向性を示しました。

本市では、国際観光都市として毎年多くの外国人観光客を受け入れてきていますし、外国人登録者数は令和2年（2020年）12月末現在で3,606人、平成12年（2000年）に開学した立命館アジア太平洋大学をはじめ、別府大学、別府溝部学園短期大学に90の国と地域から3,000人を超える留学生が学び、生活の場を共にしています。

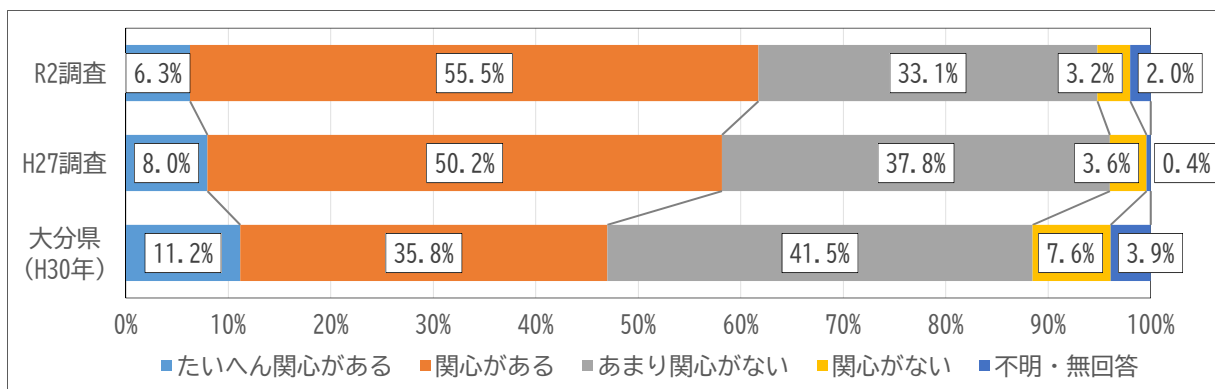
また、本市は平成26年（2014年）に「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（ともに生きる条例）」を制定し、障がいを理解し、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現をめざしています。

加えて、男女共同参画社会の実現に向けた取組についても、平成16年（2004年）9月に「湯のまち『べっぷ』男女共同参画都市」を宣言し、平成18年（2006年）3月には「別府市男女共同参画推進条例」の制定に至り、男女共同参画行政の推進に努めているところです。

このように、本市として、部落差別問題の解決を最重要課題としながら、あらゆる人権問題の解決と人権擁護に力を注いできました。

そのような中、令和2年（2020年）11月に「人権問題に関する別府市民意識調査」（以下「令和2年度別府市民意識調査」という。）を行いました。この調査において、別府市民が人権問題について「たいへん関心がある」と「かなり関心がある」と回答した合計の割合は、平成27年度調査や大分県調査より高い結果となりました。

【別府市民の人権問題への関心について】

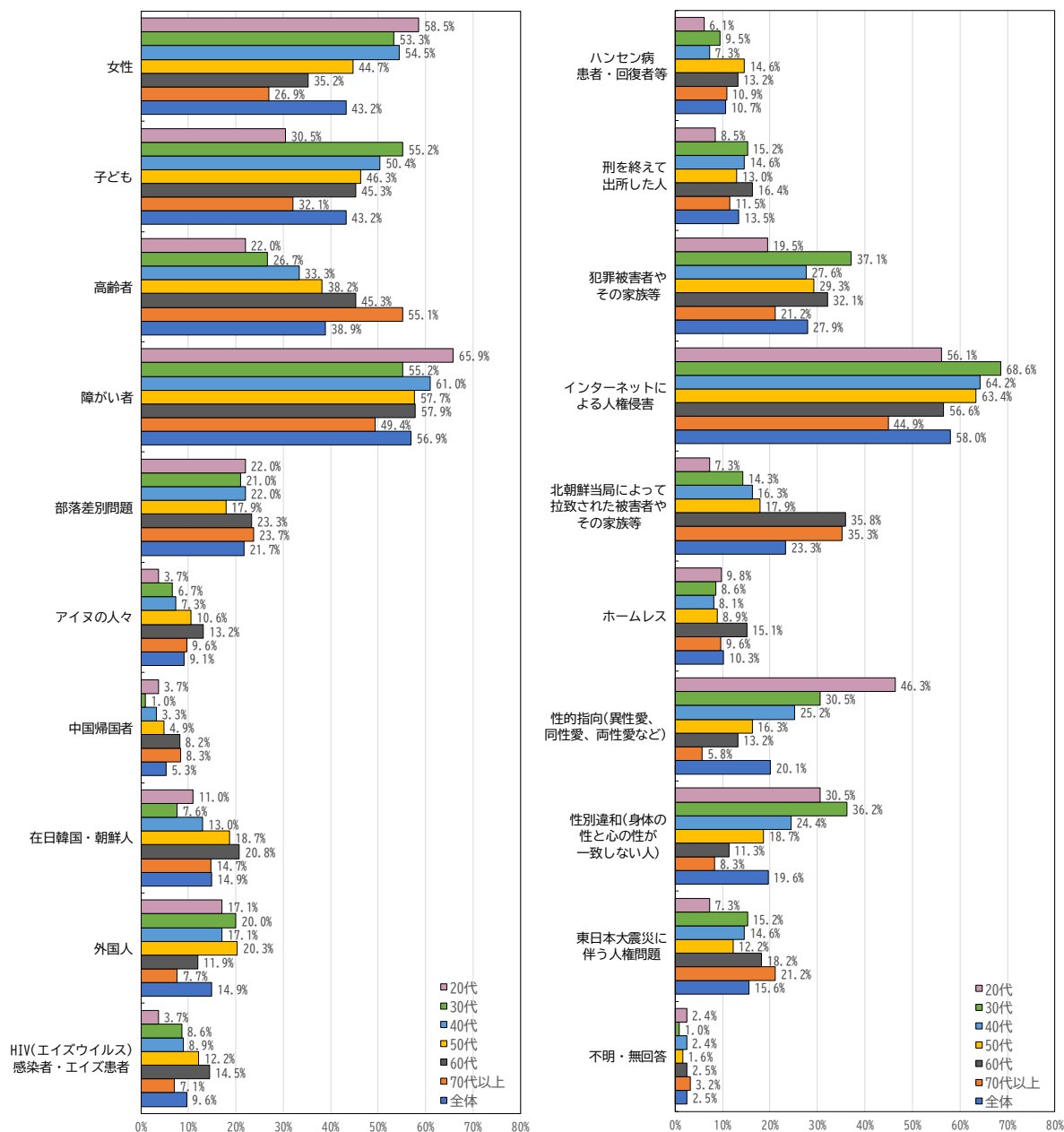


【令和2年度別府市民意識調査より】

また、令和2年度別府市民意識調査では、国内の人権問題で特に関心がある問題は、「インターネットによる人権侵害」が58.0%で一番多く、「障がい者の人権問題」が56.9%、「女性の人権問題」および「子どもの人権問題」がともに43.2%となっています。

【国内の特に関心がある人権問題】

(複数回答)



【令和2年度別府市民意識調査より】

このことから、本市の人権問題に関する関心度はかなり高くなっているといえます。人権に関する研修及び啓発はかなり充実してきましたが、この先一層の努力をしていくことが必要です。



留学生を含め在住する外国人に対する異文化理解の推進や障がいのある人にやさしいまちづくりの推進、また、女性が正しく登用され、安心して働ける社会環境づくり、さらには、高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる環境づくり等、立場は違えど市民一人ひとりの人権を本当に大切にしたい取組が必要とされていることを自覚しなければなりません。

このようなことから、全市民の人権意識の高揚のための人権教育・啓発について、これまでの計画の精神を十分に引き継ぎ、令和2年度別府市民意識調査や別府市の地域性等を考慮して、今後さらに、総合的・効果的に推進するための重要な指針として、「別府市人権教育及び人権啓発基本計画」（平成19年（2007年）2月策定）を改訂するものとします。

## 2 人権教育・啓発の基本的なあり方

私たちは日々の家庭や学校、地域社会、職場、また、インターネットやマスメディア等「日常生活のあらゆる場が人権学習の場となる」ことを再認識する必要があります。そのあらゆる場での学習機会を通じて、自分のものの見方・考え方や価値観、人との接し方、自己の生き方を問い直し、自他の人権尊重の意識と態度を育むことが重要です。

この基本計画において、別府市民一人ひとりが人権教育・啓発を通じて、「人権尊重について自ら考え、理解と認識を深め、様々な状況での具体的な態度や行動に現れること」をめざし、次の4点の基本姿勢をもって推進していきます。

### (1) 市民が主体となる人権教育・啓発の推進

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの自覚と努力によって築きあげられていくものです。家庭や学校、地域、職場等の社会の一員として、私たち自らが人権尊重の担い手であり、我がこととしての人権であることを認識し、人権教育・啓発に主体的に取り組むことが、自らの生き方を豊かにし、広く別府市の人権文化の創造を実現するために最も必要なことです。

このような視点に立って、市民一人ひとりが人権教育・啓発の主体となるよう、すべての市民に学習・研修の機会を提供し、広報・情報発信に努める等、環境を整えていきます。

### (2) 人権尊重の視点に立った行政の推進

すべての人々の人権が尊重される社会を築くために、本市においては「市民への人権保障が行政の根幹である」ことを常に認識し、人権尊重の視点に立った行政の推進に、より一層誠実に取り組みます。そのため、市職員一人ひとりが自らの人権意識の高揚を図るとともに、常に人権尊重の視点に立った公務の遂行に努めていきます。

また、人権行政を効率的・効果的に推進するため、国・県・他市町村行政機関や、市内の企業や各種民間団体等とそれぞれの役割を踏まえた上で密に連携と協力を図っていきます。

### (3) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

自他の人権を相互に十分に尊重し合うことが、日常生活の中でごく自然に当たり前となっているような社会の構築が望まれます。市民一人ひとりが身近な人権に関する様々な問題に敏感に気づき、日常生活のあらゆる場を学習の機会と捉え、自発的に参加し、常に考える習慣を身に付けることが大切です。

生涯学習の理念に基づき、子どもから大人まで各年齢層と発達段階に応じて、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場と機会を通じた多様で効果的な方法による人権教育・啓発を推進していきます。

### (4) 同和教育の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進

同和教育は、1950年代に学校教育の中で、同和地区の子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかという課題から出発して取組が始まり、同和地区の子どもたちの背景にある差別を生み出す原因を探り、解決していこうとする取組が「差別の現実から深く学ぶ」という貴重な原則を生み出しました。

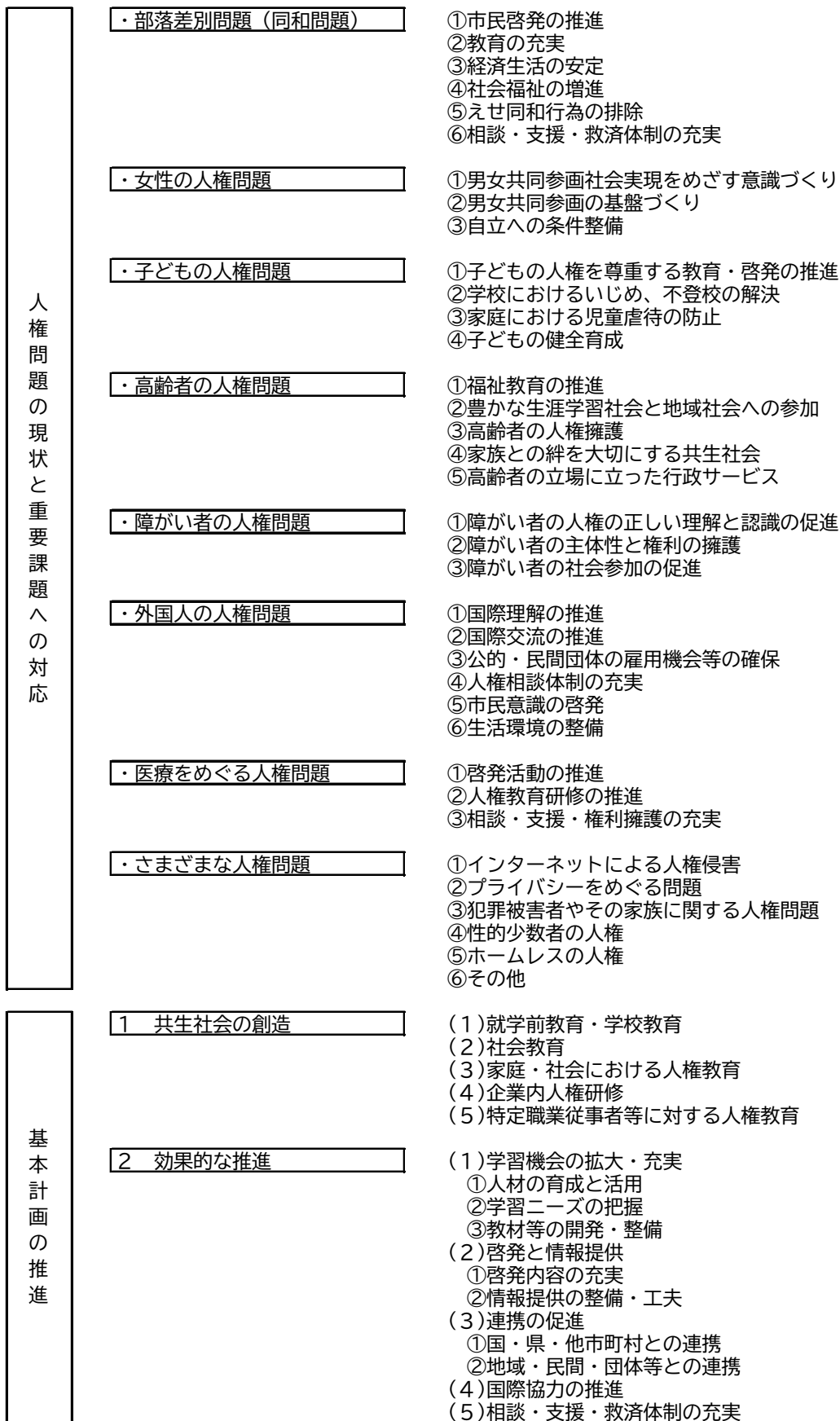
本市においては、昭和52年（1977年）2月、組織的に研究実践を進める「別府市同和教育研究会」が結成され、地区の有無にかかわらない取組として精力的に進められるようになりました。以後、指導する教職員自身の人権意識の高揚をめざす研修会も重ねながら、子どもたちが自らの暮らしを見つめ綴る営みを通しての仲間づくりを基底に据え、差別に対する科学的なものの見方や考え方を育て、差別の不当性を認識し行動化できる教育内容を創造すること、さらに、「生活を高める」ための学力補充と解放学習の取組も行ってきました。

このように、同和教育は同和問題の解決を基本課題としながら進められてきましたが、部落差別のみの解消を図ってきたわけではなく、例えば、校内の外国籍の子どもたちやその周りの子どもたちの心理的差別や偏見にかかわる課題、心身にハンディキャップがある人にかかわる課題、「荒れ」や不登校等の様々な立場の子ども、さらには家庭・保護者に目を向け、あらゆる差別問題・人権問題を解決しようとする教育として広がり、同和问题啓発活動と相まって、決して人権侵害を許さない雰囲気の高まりや人権意識の高揚を図る上で大きな役割を果たしてきました。

今こそ、さらに、子どもたち一人ひとりの暮らしの現実から教育課題を捉え、これまで具体的な実践を積み重ねてきた同和教育の営みや行政・学校・関係団体等の有機的な連携は今後さらに大切にしていかなければなりません。

本市におけるこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、国内外で展開されている多様な取組にも学び、一切の差別を許さない意識の醸成や差別をなくしていこうとする態度の育成を図りながら、「すべての別府市民の基本的な人権を尊重していくための人権教育・啓発」へと豊かに広がる人権教育・啓発の推進に努めます。

計画の体系図



## 第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題、性的少数者や、さまざまな人権問題等の個別の人権問題の現状と課題及び今後の施策の方向性を以下に示します。

### 部落差別問題（同和問題）

#### (1) 現状と課題

部落差別問題（同和問題）は、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的な認識が示されました。このことを踏まえ、国においては、同和問題の早期解決を図るため、昭和44年（1969年）の「同和対策事業特別措置法」の施行以来33年間、3度にわたり制定された特別措置法に基づき同和行政が積極的に推進されました。

その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年（2002年）3月末日をもって失効いたしました。これに先立ち、平成8年（1996年）5月の地域改善対策協議会の意見具申を受け、同年7月に、国は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」を閣議決定しました。その中で、「特別対策を一般対策に円滑に移行させる」「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する」ことが示されました。

また、平成14年（2002年）3月14日に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉えること及び、同和問題解決のための積極的な国の施策が示されています。このことは、33年間の特別措置法の終了が同和問題の解決を意味するものではなく、部落差別が現存する限り、基本的人権の尊重の視点で、さらに着実な取組みを続ける必要があることを示しています。

このため、平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行しました。この法律には部落差別が現在も存在するという認識が示され、部落差別の解消は重要な課題であり、施策を講じることは国の責務であると規定されました。

平成14年（2002年）11月に開催された大分県同和対策審議会では、33年間の特別措置法の取組により、生活環境の改善や産業基盤の整備等の物的事業についての成果を評価する一方、進学率にみられる教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題等格差がなお存在している分野についてや、結婚問題を中心とした差別意識が未だに存在し

ている状況が挙げられました。そして、「部落差別撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進」を今後の主要な課題と総括しています。

### 別府市の現状

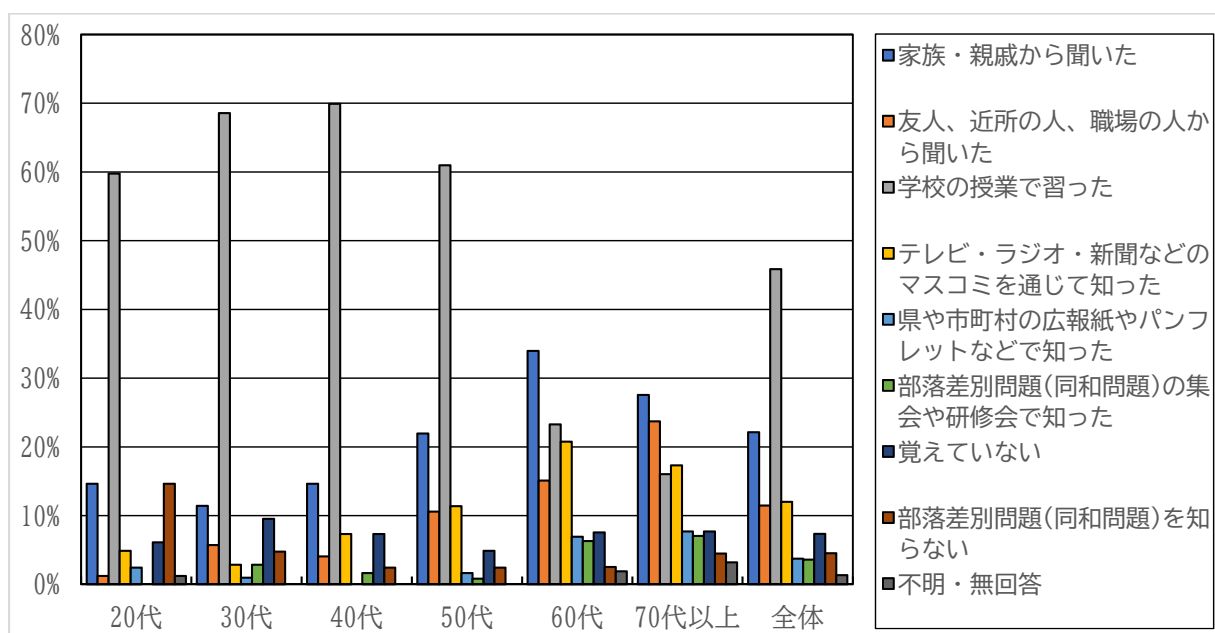
本市では、「同和問題は、基本的人権にかかわる問題」であり「差別がある限り人権を尊重する」という基本姿勢でその解決に向けて積極的な啓発が進められてきました。

令和2年度別府市民意識調査では、別府市民は「部落差別問題は知っているが、あまり関心がない」という傾向を示しています。しかし、部落差別問題で起きている人権問題について、41.6%の市民が「結婚問題で周囲が反対すること」を挙げています。結婚問題は、被差別部落出身者の問題ではなく、地区外の結婚相手やその家族、親戚、知人等、私たち一人ひとりの問題です。部落差別問題を他人事として捉えるのではなく、市民一人ひとりの問題として捉えた上で、差別の早期解消をめざした人権啓発が大切です。

また、部落差別問題を初めて知ったきっかけは、「学校の授業で習った」が一番多く、20代、30代の回答では約65%、また40代では69.9%という数値がでています。

【部落差別問題（同和問題）を知ったきっかけ】

（複数回答）



【令和2年度別府市民意識調査より】

学校では授業の中で基本的人権について教えていますが、今後とも、正しい知識が与えられ不合理な差別が解消するように、部落差別問題を重要な人権問題の一つとして捉え、人権教育の充実を図ることが必要です。また、社会教育では、公民館等で行われる講座や各種研修会で部落差別問題に関する啓発を充実し、市民への人権意識の浸透が大切です。

## (2) 施策の方向性

本市は、平成8年（1996年）3月に制定された「別府市部落差別等の解消を推進し人権を擁護する条例」を基調に、地域改善対策協議会意見具申並びに平成28年（2016年）施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえながら、平成30年（2018年）に策定された「部落差別解消の推進に関する基本方針・実施計画」により、部落差別のない社会の実現に取り組み、「別府市人権問題啓発推進協議会」や「別府市人権を擁護する審議会」の意見を尊重し、部落差別問題を重要な人権問題の柱と捉え、下記施策の推進に努めます。

### ① 市民啓発の推進

部落差別問題をはじめとする、あらゆる人権問題の解決を自分自身の問題として認識し、実践することができるような人権教育及び人権啓発を推進し、人権尊重意識の高揚を図るとともに、指導者の育成を図り、関係機関等との緊密な連携のもとに人権相談等を実施し、人権擁護の推進に努めます。

また、啓発事業については、市民相互の理解と差別意識の解消をめざして、内容や手法を工夫し、より効果的で広く市民の共感が得られるように積極的に取り組みます。

### ② 教育の充実

人権問題に関する差別をなくすために、各種講座、講演会等を開催するとともに、これまでの教育・啓発活動の成果と経緯を踏まえ、人権侵害の現状を把握しながら、人権尊重の理念を正しく捉えて、差別意識の解消をめざし行動できるよう、総合的な教育の推進を図ります。

(ア) 学校教育では、差別を許さない明るい社会の実現をめざす教育を推進するために、

人権教育を進める中で部落差別問題にかかわる学習を位置付け、全ての教育活動を通じて、発達段階に応じた指導の充実を図ることで、差別や不合理性を見抜く科学的、合理的な思考力や差別を許さず解決しようとする実践的な態度を育みます。

(イ) 社会教育では、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、

市民の相互理解と地域社会への参加促進のため、公民館等の社会教育施設における各種交流事業の充実に努めます。

### ③ 経済生活の安定

生活相談業務、就労の促進、産業の振興、関係者の自立・向上の精神の涵養等を進めてまいります。

### ④ 社会福祉の増進

福祉行政における諸制度の適正な活用及び指導に努め、福祉の向上・増進を図ります。

### ⑤ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、部落差別問題を口実に企業や行政機関等に不当な利益を求める行為です。その多くは、一方的に「協力しないのは同和問題を理解していない」等と決めつけ、賛助金や寄付金を要求したり、高額な商品の購入を迫ったりするものです。このような行

為は、人々に部落差別問題に対する誤った認識を植え付け、これまでの啓発の効果が無効にするもので、部落差別問題の解決を阻害する大きな要因となっています。関係機関や企業・団体等と密接に連携し啓発及び排除に努めます。

#### ⑥ 相談・支援・救済体制の充実

地域における部落差別問題や身近な人権問題に対応するため、人権擁護委員や法務局等、関係機関や団体と密接な連携を図りながら、相談・支援体制の充実を図るとともに、救済制度の整備に努めます。

## 女性の人権問題

### (1) 現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されている人権の基本です。国連は、設立当初から女性の地位向上を世界的規模で推進するため、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」、また、その後の 10 年間を「国際婦人の 10 年」と設定し、女性問題の解決と女性の地位向上をめざした「世界行動計画」を採択しました。昭和 54 年（1979 年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択する等、国際社会における女性の人権確立に大きく貢献してきました。

その後、平成 5 年（1993 年）のウィーン世界会議では、社会のあらゆる場面における「女性に対する暴力」が人権問題として公的に認知され、同年の国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

国内では、「国際婦人年」を契機とし、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて国内法の整備が図られ、その後も国際社会の動きと連携しながら法制度の見直しが進められてきました。平成 11 年（1999 年）には、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画の形成や女性の地位向上へ向けて取組が進められてきました。また、平成 26 年（2014 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が制定され、令和元年（2019 年）には「育児・介護休業法」が改正されました。

しかし、現在なお職場や地域においては女性の政策・方針決定への参画が少ないことや、家事・育児・介護の多くの部分を女性が負担していること等の問題を抱えています。

また、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」や「強姦・強制わいせつなどの性犯罪や売春・買春（いわゆる『援助交際』なども含む）、ストーカー行為」、「ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）」等の女性に対する重大な人権侵害も依然として問題となっています。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の法整備が進められる中、本県は平成 13 年（2001 年）に「おおいた男

女共同参画プラン」を策定し、男女平等をめぐる意識改革や女性に対する暴力の根絶等を基本目標に取り入れました。

#### 別府市の現状

少子高齢化・核家族化・国際化が急速に進展していく中で、本市では、「別府市総合計画」にあります「住む人も訪れる人もいきいきと輝く豊かな生活交流圏の創造」を基本理念として、平成14年(2002年)に「男女共同参画プラン」を策定しました。平成16年(2004年)には「湯のまち『べっぴ』男女共同参画都市宣言」を行い、「男女がともに一人ひとりの個性と能力を發揮し、あらゆる分野にともに参画できるまちづくり」をめざしてきました。さらに、平成18年(2006年)には国際観光温泉文化都市として更に発展することを願うとともに、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進し、男女共同参画のまち「べっぴ」を実現するため、「別府市男女共同参画推進条例」を制定しました。

しかしながら、法制度や社会環境の整備の進展にもかかわらず、人々の意識や行動、慣習の中には、今なお女性に対する差別や偏見が残っています。

令和2年度別府市民意識調査の結果を見ると、女性に関する事項で人権上問題があることについて、「男女の固定的な役割分担意識(『男は仕事、女は家庭』など)に基づく差別的扱いを受けること」が最も多く48.1%でしたが、「強姦・強制わいせつなどの性犯罪や売春・買春(いわゆる『援助交際』なども含む)、ストーカー行為」「職場における差別待遇(採用、昇任、賃金)を受けること」も47%以上となっており、ほとんどの調査項目で県平均や全国平均を上回っています。

#### 【女性の人権で問題となる項目】

(複数回答)

回答項目	男性	女性	総合	大分県 (H30年)	全国 (H29年)
男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)に基づく差別的取扱いを受けること	41.1%	54.0%	48.1%	44.6%	33.3%
職場における差別待遇(採用、昇任、賃金)を受けること	44.0%	49.6%	47.1%	50.7%	50.5%
ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)	40.2%	46.3%	42.9%	29.5%	35.6%
セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)	46.9%	44.5%	45.2%	34.1%	42.9%
強姦・強制わいせつなどの性犯罪や売春・買春(いわゆる「援助交際」等も含む)、ストーカー行為	45.5%	50.4%	47.6%	22.3%	19.2%
女性のヌード写真などを掲載した雑誌・新聞やアダルトビデオ、ポルノ雑誌等女性を性の対象ととらえた風潮	21.7%	26.9%	24.1%	18.6%	15.5%
特にないと思う	7.3%	4.9%	6.1%	10.9%	11.4%
わからない	9.1%	5.6%	7.2%	8.0%	5.5%
不明・無回答	0.6%	0.8%	1.1%	5.8%	—

【令和2年度別府市民意識調査より】



今後の啓発では、固定的な性別役割分担意識の解消や就業待遇の改善、セクシュアル・ハラスメントの防止を含め、男女共同参画社会の実現をめざし、男女がお互いの人権を尊重し合えるよう意識を高めることが必要と考えます。同時に、女性に対する暴力を防ぐため、関係機関や関係団体との連携を図り、相談支援体制の充実や情報提供を進めることが必要です。

## (2) 施策の方向性

国及び県の施策を踏まえ、少子高齢化等急速に変化する社会情勢に対応していく上で、男女共同参画社会実現を阻害する制度慣行の改善を図るとともに、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の実現に取り組みます。

### ① 男女共同参画社会実現をめざす意識づくり

(ア) 今なお固定的な性別役割分担意識は社会のあらゆる分野で様々な形で残っており、このことが男女の自立した生き方、とりわけ女性の生き方に大きな影響を与えています。学校・家庭・地域・事業者におけるあらゆる機会を捉えて、男女平等意識と女性への人権尊重意識の醸成に向けた教育・啓発に努めます。

(イ) 女性に対する暴力は、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係等男女がおかれている状況等に根ざした構造的な問題として捉え、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の人権侵害を根絶するための啓発に努め、相談体制の充実を図ります。

### ② 男女共同参画の基盤づくり

(ア) 男女とも健康で働きやすい労働環境づくりを促進するため、女性に対する「職場における差別待遇」をなくし、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図ります。本市では、地方公務員法の「平等取扱」の原則に則り、性別の区別なく適材適所に配置していますが、女性職員の管理監督者への積極的登用並びに育成に引き続き努めます。また、関係機関と連携を図りながら企業啓発を推進し、働く場における男女共同参画社会の実現に努めます。

(イ) 職場や地域社会などあらゆる場で、女性も政策・方針決定の場へ参画し、その意見を反映させることができる社会の形成が望まれています。本市における各種審議会等への女性委員の登用を引き続き促進するとともに、各種審議会・催事へ女性団体等の参画を促進し、団体及びそのリーダーの育成に努めます。

### ③ 自立への条件整備

少子高齢化が進む現代社会では、生活の安定と心の豊かさが求められていますが、女性も男性も精神的、経済的な面を含め必ずしも自立ができているとはいえません。また、家庭環境の変化により人間関係や地域社会との連携が薄れるとともに、家庭においても家事や育児といった家庭機能にも変化が生じています。今後の家庭生活においては、特定の家族に負担がかからないように、家族が共に協力し家庭の責任を果たすことが求められてい

ます。そのため、国・県等との連携により、育児・介護休暇等の制度の普及・啓発に努めるとともに、多様化するニーズに対応した保育内容の充実を図る等、男女共に仕事と家庭生活を両立させながら安心して働き続けられる環境、子どもを育てやすい環境の整備を今後も図っていきます。また、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等支援を必要とする男女の自立を促すための環境の整備にも取り組みます。

## 子どもの人権問題

### (1) 現状と課題

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化等の家族構成の変化とともに家庭のもつ教育機能の低下が指摘されています。国や県、そして各市町村を挙げて出生率の回復に向けて子育て支援事業等の施策を実施していますが、家庭や地域の教育力の高揚に向けても取り組まなければなりません。また、日本国憲法や教育基本法、児童福祉法等により子どもの人権についても、一人ひとりが尊重され心身共に健やかに生まれ、安心して育ちゆく権利が保障される社会環境が整備され、保護されなければなりません。

国は平成元年（1989年）に国際連合の総会において「児童の権利に関する条約」が採択されたのを受け平成6年（1994年）にこれを批准し人権尊重のための総合的な取組を始めました。平成11年（1999年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止に関する法律」、また、平成16年（2004年）に「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」、「児童福祉法の一部を改正する法律」が定められ、要保護児童の早期発見・予防のため、国、県、市町村の責務を明確化し、子どもの人権擁護に向けた積極的な取組を求めています。

### 別府市の現状

本市においても、次代の社会を担う子どもが健やかに育成される環境の整備を図るため、これまでの「ベっぷ・みんなで子育て支援計画（エンゼルプラン）」の理念を継承し、「別府市総合計画」等の既存の計画との整合性を図りながら、平成17年（2005年）の「ベっぷ子ども次世代育成支援行動計画」を進めました。

このときの基本理念「湯けむりとぬくもりのなかで、子育てしやすいと実感できるまち」を継承し、平成27年（2015年）からは「別府市子ども・子育て支援事業計画」を進めています。現在は令和2年（2020年）からの第2期となっています。

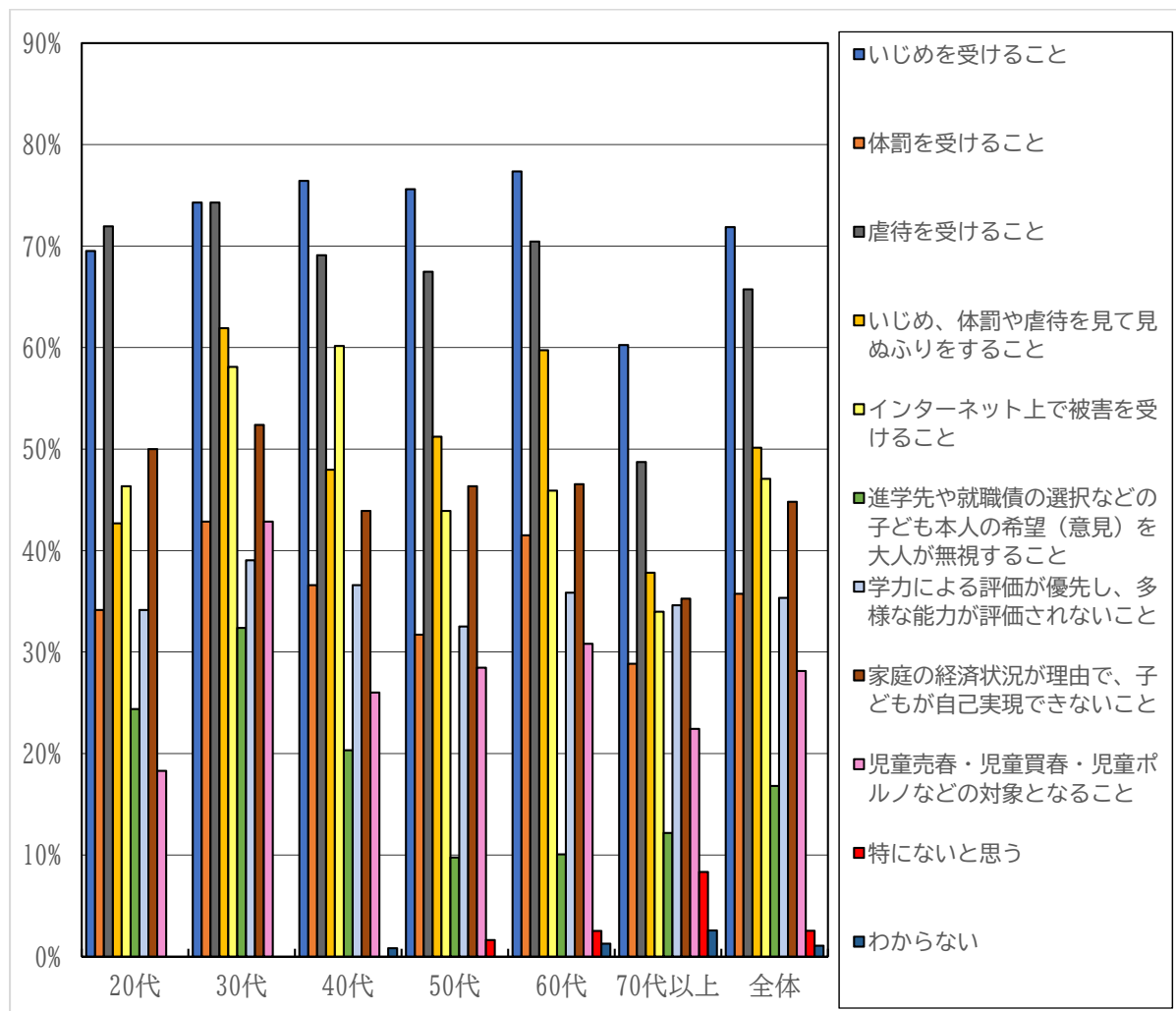
- すべての子どもが希望を持ち、健やかに成長できる環境づくり
- 親・家庭が喜びや生きがいを感じながら子育てできる支援の充実
- 地域や社会全体で子育てを見守り支え合うことのできる体制づくり

の3つを基本方針として掲げ計画を進めています。

令和2年度別府市民意識調査での子どもに関する人権上の問題では、「いじめを受けること」「虐待を受けること」「インターネット上で被害を受けること」及び「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事」等のいじめや児童虐待問題と、家庭の経済状況が原因で子どもが自己実現できないことが多く挙げられています。

【子どもの人権で問題となる項目】

(複数回答)



【令和2年度別府市民意識調査より】

現在、大きな社会問題となっているいじめや不登校、これは子どもの人権にかかわる重大な問題であり、その解決のためには子どもを取り巻く家庭と教職員との信頼関係を大切にされた適切な指導・支援を充実するとともに相談や啓発、援助活動の充実を図る必要があります。学校は、あらゆる教育活動に人権を位置付け、子どもの立場に立った教育の推進に当たり、人権問題を自らの問題として捉え、主体的に解決方法を考え、共によりよく生きるために実践的な人権教育を進めることが大切です。

また、家庭や地域社会においては、学校と一体となって相互の連携を図るとともに、「地域で子育て」をベースにした開かれた地域づくりに努め、その過程で大人の意識や態度が子どもの成長発達に大きく影響することを理解し、良好な人間関係や地域との関係を築く中で、共に人権を尊重する意識を培うことが大切です。その上で、子どもの人権意識の高揚を図ることが必要です。

## (2) 施策の方向性

家庭と学校と地域が一体となって、福祉・保健・教育等の関係機関と連携しながら、子どもが健やかに育まれる環境を整備するとともに、「子どもの権利」が総合的に保障されるための具体的施策を推進していきます。

### ① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

(ア) 子どもの人権問題の解決のためには、子どもが権利の主体として尊重され、自分自身に誇りがもてる必要があります。学校教育では、「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容について、全教育活動を通じ、計画的総合的に学習を進めるとともに、一人ひとりの能力・適性に応じた指導の充実を図ります。

(イ) 社会教育では、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等の学習内容の充実に努めます。特に、保護者に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備等家庭教育を支援する取組の充実に努めます。

### ② 学校におけるいじめ、不登校の解決

(ア) 関係機関と連携を取りながら校内の相談・支援体制の充実を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、その解決を図ります。特に、不登校児童・生徒に対しては、家庭訪問でのカウンセリングや、別府市教育相談センター教育支援室「ふれあいルーム」での諸活動の支援により学校復帰に向けて取り組みます。

(イ) 市内の幼稚園や小中学校で「特色ある学校づくり」の活動の中で、ボランティア活動や社会体験、生活体験、自然体験等を通して人権感覚を磨き、また外部の方々との交流で児童生徒の自らの生き方を問い直し、豊かな心の育成に努めます。

(ウ) いじめや不登校、虐待等に関する問題は、子どもの人権にかかわる重大な問題であり、児童生徒と教職員との信頼関係のもとで指導を充実するとともに、相談、啓発、援助活動の充実に努めます。そのために、教職員の資質と指導力の向上に向けた研修の充実を図ります。

### ③ 家庭における児童虐待等の防止

(ア) 地域の関係機関と連携を図り、児童虐待等の早期発見と予防に努めます。

(イ) 家庭における児童虐待等の防止について相談活動等を実施し、児童相談所の研修やその相談体制の確立を図ります。

(ウ) 地域に密着して支援活動を行っている民生児童委員、主任児童委員等と連携を取りながら、「地域ぐるみで子育て」を機軸にした地域社会づくりに努めると同時に、家庭、地域の教育力の高揚と人権意識の啓発に努めます。

#### ④ 子どもの健全育成

(ア) 児童生徒の健全育成組織の活動促進

(イ) 家庭における児童の健全育成のため、放課後児童クラブ等の活動に対して助成を行い、組織的な活動の促進を図ります。

(ウ) 別府市子育て短期支援事業

子どもの養育が一時的に困難になった場合や緊急に一時保護を要する場合に児童福祉施設等において一時的に養育保護し、子どもの家庭における福祉の向上を図ります。

(エ) 青少年の健全育成

児童生徒に対する有害行為の未然防止や非行の低年齢化等の問題の解決に向けて、保護者への相談体制を整備するとともに、関係機関・団体と連携し、青少年を取り巻く環境の浄化及び啓発活動の充実を図ります。

## 高齢者の人権問題

### (1) 現状と課題

国際的な高齢化傾向が見られる中、国連では平成3年(1991年)に「高齢者のための国連原則」を定め、平成11年(1999年)の「国際高齢者年」を通じて、高齢者への理解や国連原則の普及をめざして取り組んでいます。

我が国では、近年出生率の低下による少子化と、平均寿命の伸びによる急激な高齢化に加え、核家族化の進行、扶養義務意識の希薄化等の社会情勢の変化により、高齢者を取り巻く環境には、大変厳しいものがあります。平成16年(2004年)5月現在、65歳以上の人口は総人口の19.4%を占めています。今後もこの傾向はさらに強まり、平成27年(2015年)には高齢化率が26.0%、4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。これは世界に類を見ない急速な高齢化です。そこで、昭和61年(1986年)6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策を行ってきました。さらに、平成7年(1995年)12月に「高齢社会対策基本法」が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱を基本として、様々な取組を進めています。

大分県においても、平成12年(2000年)に「豊の国ゴールドプラン21」が策定され、介護サービスの基盤整備とともに、高齢者の生きがいと健康づくりが推進されています。

本市においても、介護保険制度が施行された平成12年(2000年)に「別府市第1期老人保健福祉計画」並びに「介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策・介護保険事業

を総合的に推進してきました。以後3年ごとに見直しを行い、令和3年(2021年)には、「第8期同事業計画」を策定し、高齢者にかかる施策を総合的・計画的に推進しています。

従来、高齢者は福祉等の社会サービスの受け手としてのみ捉えられてきた傾向があります。もちろんこのような配慮は重要ですが、今後の高齢社会を展望するとき、高齢者が社会の重要な構成員として、積極的に社会のあらゆる分野に参画していく存在であると強く打ち出していく必要があります。そのためには、高齢者の就業、ボランティア活動、趣味活動、生涯学習等の具体的な方面で高齢者が主体的に参画できる推進体制をめざさねばなりません。

一方で、高齢者人口のうちの後期高齢者(75歳以上)の占める割合の増加等に伴って要介護高齢者が増加し、介護や財産管理、遺産相続をめぐるトラブル、高齢者虐待等の人権侵害の問題が発生しています。平成18年(2006年)4月1日に施行された「高齢者虐待防止法」(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)には、市町村をはじめ、国、都道府県、国民、保健・医療・福祉関係者それぞれの責務が明確に位置付けられています。高齢者虐待防止へ向けた取組や、より適切な対応を促進していく必要があります。

また、高齢者の人権を考える上では、地域全体の理解と協力が欠かせませんが、社会の一部に高齢者に対する偏見があり、それが高齢者の社会参加や高齢社会を支えていく住民意識の醸成を阻害し、さらには高齢者への不当な差別につながるおそれがあります。

今後、高齢者層に占める後期高齢者の比率が一層高まり、寝たきりや一人暮らしの高齢者が増加することが予測されます。そのため、必要なサービスを提供する総合的なシステムの整備とともに、高齢者に対する固定観念や誤った先入観を改め、すべての高齢者に人間としての尊厳が保障され、高齢社会を支える重要な一員として、はつらつと生きがいをもって主体的に社会参加できるような教育・啓発活動推進のための地域でのシステムづくりをめざしていかなければなりません。

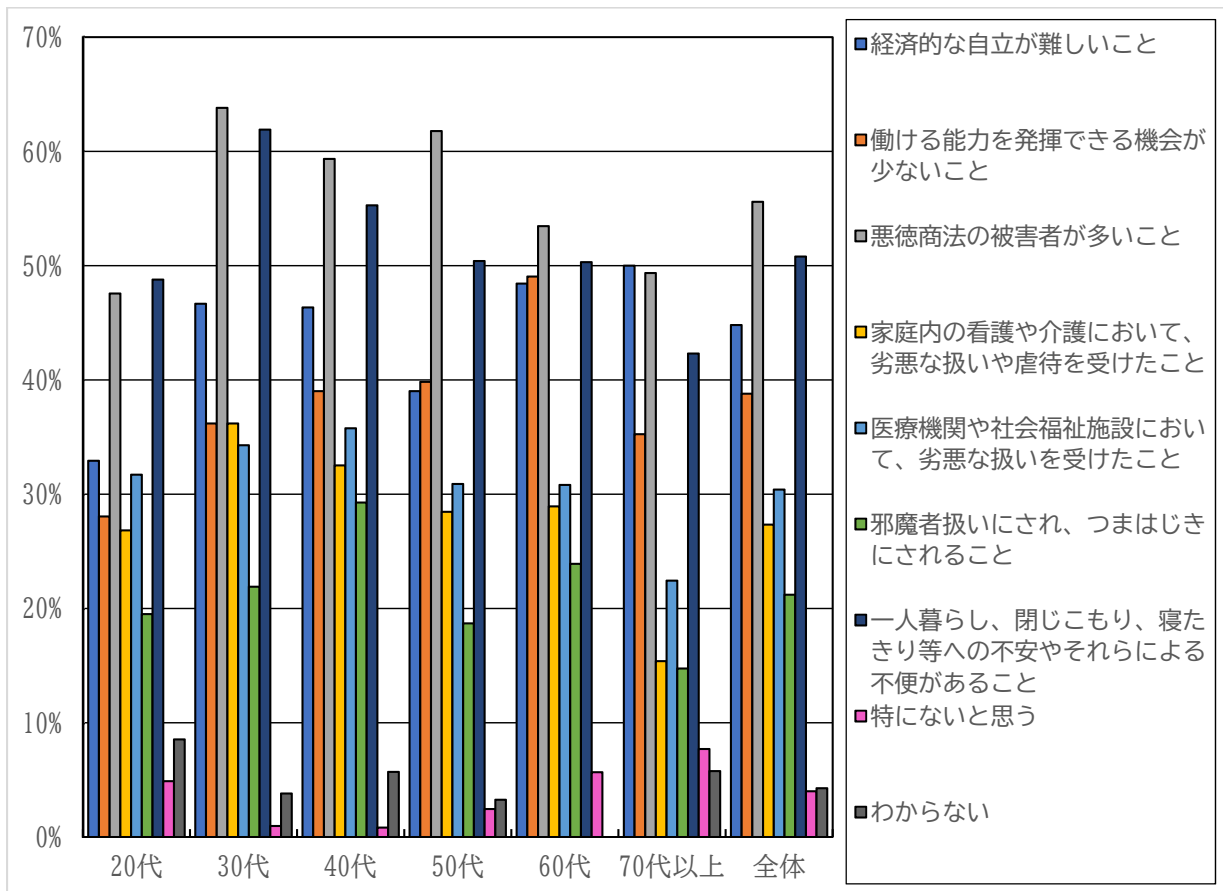
## 別府市の現状

本市は全国平均より高齢化が進んでおり、令和3年(2021年)3月31日現在、65歳以上が34.5%という本格的な高齢社会となっています。

令和2年度別府市民意識調査での高齢者に関する人権上の問題では、「悪徳商法の被害者が多いこと」が55.6%で一番多く、「一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安やそれらによる不便があること」、「経済的な自立が難しいこと」、「働ける能力を発揮できる機会が少ないこと」等がそれに続いています。

【高齢者の人権で問題となる項目】

(複数回答)



【令和2年度別府市民意識調査より】

今後の人権啓発の中で、高齢者が虐待を受けたり悪徳商法の被害者になったりしないよう市民の理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として、孤立することなく、生きがいをもって暮らせる地域社会づくりへの働きかけが必要と考えます。

また、高齢者の不安解消には年金制度や介護制度の改善も不可欠ですが、関係者への人権啓発や、直接高齢者に接する高齢者施設等の職員への人権啓発も大切です。

(2) 施策の方向性

高齢者が心身とも健康を維持し、安心して生きがいをもって豊かな生活を送るためには、高齢者同士はもとより若者との間においても、技術や経験等それぞれがもつ特性を生かして、互いに助け合い、思いやる「互助の精神」をもつことが大切です。高齢者の人権が尊重される社会の実現をめざして、次のような施策を推進します。

① 福祉教育の推進

子どもの頃から福祉への理解と関心を高める教育の推進に努め、また、福祉関連施設職員の研修を通じて地域での人権意識の高揚を図ります。

## ② 豊かな生涯学習社会と地域社会への参加

高齢者のもつ優れた経験を生かすことのできる活動の場を設定し、高齢者が生きがいをもち、積極的に社会参加をする等、主体性をもった生活を送れるよう支援することが重要です。高齢者の社会参加を図り生きがいづくりを促進するため、多様な学習や就業の機会の提供等、条件整備や支援体制の確立を図ります。

## ③ 高齢者の人権擁護

(ア) 訪問販売や通信販売等による消費者トラブルの被害事例については、行政が消費者相談の窓口を設けるとともに、高齢者に対する啓発活動を実施し、消費者の権利と利益を守るという立場から適切な指導・助言を行っていきます。また、福祉関連施設等での高齢者の虐待事例も含めた総合的な相談体制の充実に努めます。

(イ) 介護や財産に関係するトラブルから認知症高齢者を保護支援するため、「成年後見制度」の定着を図ります。

## ④ 家族との絆を大切にする共生社会

家族との絆を大切にする共生社会を実現するため、在宅福祉サービスの充実と高齢者が住みよい住環境の整備を図ります。

## ⑤ 高齢者の立場に立った行政サービス

(ア) 施設福祉や保健福祉の分野でも、高齢者の立場に立った福祉サービスの充実に努めます。

(イ) 高齢者が利用しやすいように、諸施設のバリアフリー化等安全対策を進めます。

# 障がい者の人権問題

## (1) 現状と課題

障がいのある人とは、身体、知的、精神並びに幼児期における発達に障がいがある人をいいますが、人々の障がいに対する無理解や偏見は根強く、自立と社会参加へ向けた取組が必要となっています。

国連は昭和56年(1981年)を「国際障害者年」と決議し、障がいのある人の「完全参加と平等」をテーマに障がいのある人が社会生活に完全参加し、障がいのない人と同等の生活を享受する権利の実現を世界各国に呼びかけました。

国においては、平成5年(1993年)に改正された「障害者基本法」に基づき、「障害者対策に関する新長期行動計画」を策定し、障がい者施策が展開されてきました。さらに、平成15年(2003年)度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」を平成14年(2002年)に閣議決定し、平成15年(2003年)4月より措置制度が「ノーマライゼーションの実現をめざした支援費制度」に移行しました。そのような中、「障害者自立支援法」が平成17年(2005年)11月7日公布され、障がいのある人を取り巻く給付サ



ービス体系が大きく変化しました。平成28年（2016年）4月に施行された「障害を理由とする差別の解消に関する法律」により、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められるようになりました。

大分県においても、昭和56年度に「障害者施策に関する大分県長期行動計画」を策定、平成16年3月には、平成16年度から10年間を計画期間とする「第3期大分県障害者基本計画」が策定されました。

しかし、現状では、虐待や暴行等の人権侵害や障がいのある人の財産に対する侵害行為が問題となっており、障がいのある人が安心して地域の中で生活できるための生存権が十分守られているとはいえない現状があります。

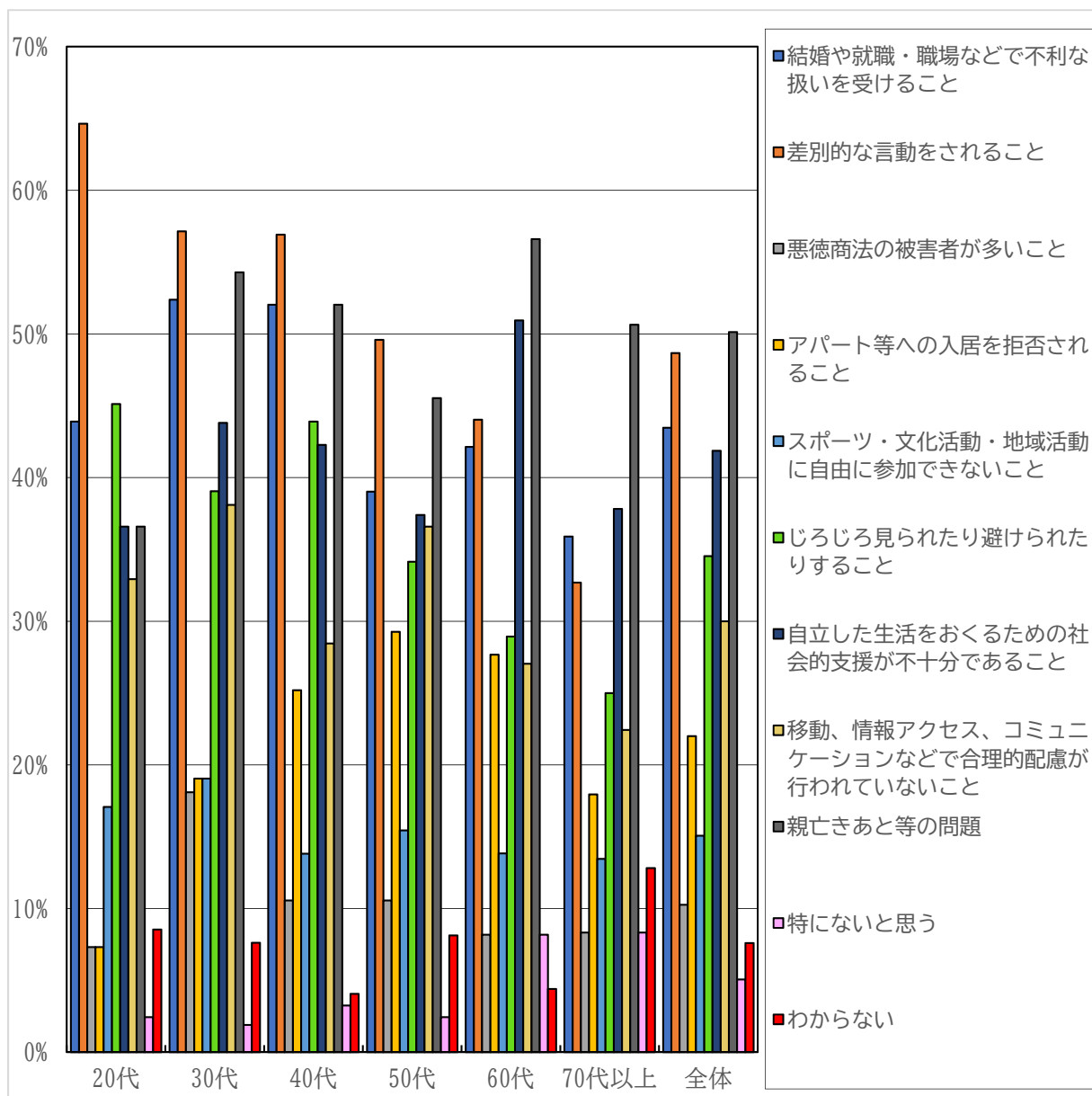
### 別府市の現状

本市では、障がいのある人が地域で自立し、積極的に社会参加ができる環境を整備するため、障がい者施策に関する基本的な方向を示す「別府市障害者計画」を平成10年（1998年）に策定し、平成17年（2005年）に見直し、平成30年（2018年）には第3期障害者計画を策定して、各施策を展開してきました。この間の平成26年（2014年）には、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（ともに生きる条例）」を施行し、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して安全に暮らせることのできる社会（共生社会）の実現に向けて取り組んでいます。

令和2年度別府市民意識調査での障がい者の人権上問題となる項目では、「親亡きあと等の問題」や「差別的な言動をされること」「結婚や就職・職場などで不利な扱いを受けること」を挙げる人が多くいました。

【障がい者の人権で問題となる項目】

(複数回答)



【令和2年度別府市民意識調査より】

このように、障がいのある人に対する偏見や差別には依然として根強い実態があります。障がいのある人が日常生活でどのような困難を生じているのか、また、聴覚障がいや視覚障がい等、障がいの違いによって日常生活で感じている困難な面も違ってくることを正しく理解する必要があると考えられます。

これからは、障がいのある人が安心して日常生活を過ごし、自由な社会参加が可能となる社会にするための支援制度を充実させることが課題となってきました。さらに、福祉サービスを利用する障がいのある人の権利の擁護が大切であり、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用の促進とともに各種相談窓口を充実させる必要が生じてきました。

## (2) 施策の方向性

「障害者自立支援法」に基づき、3年を一期とする「障害福祉計画」を作成するとともに、ライフステージのすべての段階において、障がいのある人もない人も社会の一員として生活し活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の実現と、障がいのある人が住みなれた地域で安心して快適な暮らしができるよう総合的に施策を推進します。

### ① 障がい者の人権の正しい理解と認識の促進

- (ア) 障がいのある人に対する偏見や差別を解消し、地域で安心して暮らすために、あらゆる機会を利用した教育・啓発を推進します。
- (イ) 精神障がい者や発達障がい者への社会的理解はまだ十分ではありません。正しい知識を広め、啓発を行うとともに、関係団体への支援を行い社会復帰・社会参加の促進を図ります。
- (ウ) 学校教育においては、特別支援教育の充実に努めるとともに、学校内や地域における交流教育の充実、児童生徒、保護者及び教職員等に対する啓発活動の推進等、障がいのある人に対する理解や、福祉の問題等に関する理解を深めるための教育・保育の推進に努めます。
- (エ) 社会教育においては、広く市民が障がいに対しての正しい理解と認識を深めるため、社会教育機関及び団体等における福祉・人権教育の推進を図ります。

### ② 障がい者の主体性と権利の擁護

- (ア) 障がいのある人もない人も地域で共に健康で安心して暮らすために、必要な保健・医療サービスが提供される体制を確立します。
- (イ) 障がい者医療においては、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療を給付し、重度心身障がい者(児)に対して医療費を助成することにより経済的な負担の軽減を図ります。精神障がい者においては、通院医療費の一部を公費にて負担します。また、障がいを生じた本人及び家族の不安や悩みの解決に向けて、相談支援体制の充実に努めます。
- (ウ) 福祉サービスの面においては、福祉情報の提供や相談窓口・助成制度等の紹介をして利用の案内を行い、市報・ホームページ等による情報提供の充実に努めます。さらに、安心してサービスを受けられるよう、サービスを提供する事業者の安定確保に努めます。また、介護給付事業や訓練等給付事業、地域生活支援事業等を充実させ、障がいのある人の日常生活を支援します。
- (エ) 社会のバリアフリー化を促進するために、道路、公園、建築物等生活環境面での物理的な障壁を取り除きます。歩道については、歩車道の分離、道路の拡幅、歩道の段差解消等、バリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。また、安全で快適な交通環境にするため、放置自転車や障害物の撤去や指導を充実します。

(オ) 障がいのある人を含めた多くの人が利用する公共施設等については、スロープ設置や段差の解消等、障がいのある人に配慮した施設の整備を行います。また、障がいのある人が利用しやすいよう浴室やトイレ等の改修を促進するため、生活福祉資金の貸付や重度障害者住宅改造助成事業等の経済的支援をします。新規に建設する市営住宅のほか、既存の市営住宅についてもバリアフリー化に取り組んでいきます。

### ③ 障がい者の社会参加の促進

(ア) 一人ひとりが社会的自立を果たすために、障がいの特性に応じたきめ細かい教育体制を確保するとともに、教育・福祉・雇用等各分野等の連携により障がいのある人が可能な限り就労し、職業を通じて社会参加できるような体制をつくります。

(イ) 障がいのある人への情報提供をより充実することにより、コミュニケーション、文化、スポーツ、レクリエーション活動等の自己表現や、社会参加を通じた生活の利便性の向上を図ります。

(ウ) 市報、点字市報、インターネットを活用して、福祉情報をはじめとした幅広い情報提供を行います。また、周囲の人とのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成、派遣制度を充実させます。さらに、障がいのある人自らが情報を収集しやすいように居宅介護サービスや、運転免許取得やリフト付タクシーの利用助成等により移動手段の確保に努めます。障がい者団体等がバスを使った研修を行う場合は補助金を交付し、その活動を支援します。

(エ) スポーツ・文化面においては、スポーツ大会の開催や各種スポーツ大会への派遣、ときめき文化祭への参加や料理教室を開催して外出の機会を増やしたり、障がいのある人と家族、他市町村の参加者とのふれあいの場を設けたりして心の交流や生涯学習の充実を図ります。

## 外国人の人権問題

### (1) 現状と課題

社会経済のグローバル化が急速に進展する中、我が国に在住する外国人の数は増加一途にあり、平成 17 年（2005 年）末には、201 万人となりました。これは我が国の総人口の約 1.57%にあたり、10 年前に比べると約 47.7%の増加となっています。特に、ニューカマー（1980 年代以降アジア各地や中南米、東欧等から我が国を訪れ、生活をしている人）と呼ばれる労働者や研修生、留学生が大幅に増えているのが特徴です。国内に在住する外国人の増加にともない、言葉、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な社会問題が発生しています。

平成 28 年（2016 年）には、特定の民族や国籍の人々を排除する言動の解消の取組を推進することを目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

県内に在住する外国人登録者数も年々増えており、平成 16 年（2004 年）末では 8,915 人と 10 年前の約 1.9 倍に増えました。特に、留学生数は平成 17 年（2005 年）11 月 1 日現在、2,835 人となっています。国際化の進展に対応し、県は平成 12 年（2000 年）度の県職員の行政職採用試験から、受験資格の国籍条項を撤廃しました。また、平成 13 年（2001 年）3 月に「大分県国際交流・協力推進大綱」を策定し、「世界に開かれた活力ある地域社会の創造」を目標に、外国人も暮らしやすい地域社会の形成に取り組んできました。

しかし、外国人であるというだけで、アパートやマンションへの入居や公衆浴場での入浴を断ったり、雇用差別をしたり等のトラブルが発生しています。また、外国人が関係する犯罪が大きく取り上げられる傾向があることから、外国人に対する差別や偏見も社会問題となっています。

このような現状から、これまでのような受け入れ環境の整備だけでなく、人権問題まで踏み込んだ取組が必要です。

言葉、宗教、習慣等の違いを超え、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、尊重することがこれからの国際社会の一員として必要です。また、世界の様々な国と地域から訪れ、私たちと生活する人々に対して特別視や客人扱いをするのではなく、共に活力ある地域づくりに向けて取り組んでいくことが大切です。

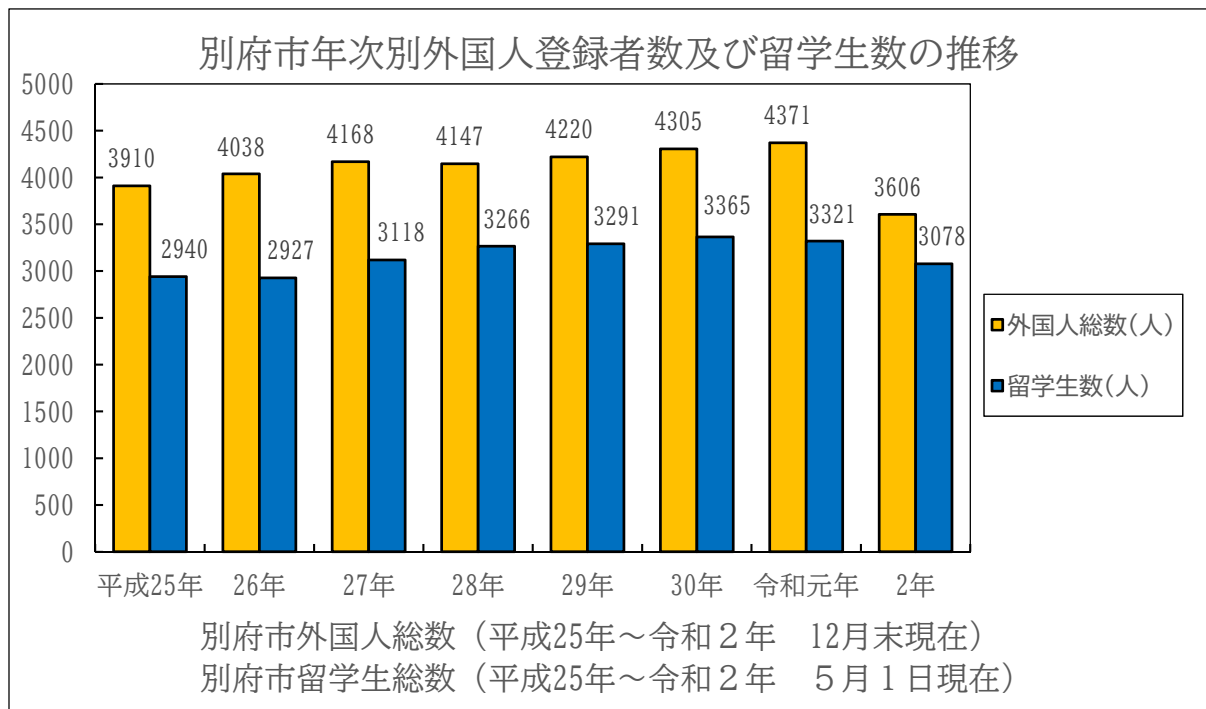
## 別府市の現状

国際化、情報化が進展する中、本市は国際観光温泉文化都市として、これまで多くの外国人観光客の受け入れや海外 5 ヶ国の姉妹、友好、国際交流都市との民間・行政交流を行ってきました。

本市では、今後めざすべき都市像として「アジアの未来をひらく湯けむりのまち」を掲げ、「アジア太平洋地域の玄関」としてアジア太平洋地域から多くの外国人留学生を積極的に受け入れ、全市を挙げて温かくおもてなしの心で一層の国際化を推進するため、平成 12 年（2000 年）6 月に「国際交流都市宣言」を行いました。

令和 2 年（2020 年）12 月末現在の外国人登録者数は 3,606 人となり、市内 3 つの大学には、世界 90 の国と地域から 3,000 人を超える留学生が学んでいます。

しかし、現状として「外国人は何をするかわからないから不安だ」といった偏見や外国人ゆえに入居を断った事実等多くの人権問題があります。外国人の人権を守るという立場から、留学生の受け入れ体制の整備や国際化への対応に向けた基盤づくりや国際理解等の取組が必要となります。



本市では、平成10年（1998年）の職員採用試験から大分県としては初めて一般職の国籍条項を撤廃し、日本国籍を有しない外国人の職員採用に道を開きました。外国人だからといって、国籍や民族、文化、習慣等の違いにこだわるのではなく、私たち一人ひとりが諸外国の生活習慣、文化の「ちがい」を受けとめ、尊重し、一人の人間として普段着のお付き合いをしていくことが大切です。

## (2) 施策の方向性

本市では、これまで「国際交流の推進」「国際理解の推進」「国際化にふさわしいまちづくり」を基本方針として、国際観光温泉文化都市としてのまちづくりに取り組んできましたが、さらに、別府市に滞在・永住する外国人の基本的な人権を守る立場から、次のような取組をしていきます。

### ① 国際理解の推進

(ア) 言語や習慣、文化、宗教等の違いから生じる差別や偏見をなくすため、学校においては幼稚園、小・中・高校の幼児、児童、生徒を対象に異文化理解のための国際理解教室を開催します。また、日本語指導が必要な外国人児童・生徒等に対して、その母国語を理解でき教育相談等を行うことのできる教育相談員を、在籍する学校に派遣します。

(イ) 一般市民に対しては各種講座で、「外国人の人権問題」をテーマに取り入れます。

また、市内の地区公民館等で「国際理解講座」を開催して、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための学習機会の提供・充実を図ります。

## ② 国際交流の推進

国際化にふさわしいまちづくりを推進するために、より相互理解を深めていくことが大切です。市民と留学生との交流等、各種国際交流の機会充実を図ります。

## ③ 公的・民間団体の雇用機会等の確保

本市では職員採用において、国籍条項を撤廃して在日外国人に対して道を開きました。さらに、関係機関と連携を図り、公的団体や民間企業における適正な雇用機会等の確保に努めていきます。

## ④ 人権相談体制の充実

関係機関と連携を取りながら、外国人のための人権相談対策の充実を図ります。

## ⑤ 市民意識の啓発

(ア) 外国人に対する差別意識の解消と啓発に努めます。

(イ) 定住外国人に対する偏見や心理的差別等の解消と啓発に努めます。

## ⑥ 生活環境の整備

(ア) 市内の公共施設を対象に外国人にもわかりやすい案内標識等を設置します。

(イ) 留学生や本市を訪れる外国人のために情報冊子を作成し、配布します。

(ウ) 災害・事故・犯罪被害等の緊急対策の確立を図ります。

# 医療をめぐる人権問題

## (1) 現状と課題

医療をめぐる問題として、病気に対してのあいまいな知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者をはじめ、難病やてんかん等に対する偏見や差別意識が生まれ、特にH I V感染症、ハンセン病について偏見や差別等人権に関わる問題が様々な形で存在しています。

H I V感染症とは、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズと呼んでいます。

H I V感染症・エイズについての知識がある程度普及した現在においても、依然として自分には無関係な一部の人の病気という意識が根強く残っており、予防行動が適切になされず感染者の増加を招いたり患者・感染者への偏見や差別を助長したりする一因になっています。

昭和63年（1988年）WHO（世界保健機構）は、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、H I V感染症・エイズのまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。我が国においては、平成11年（1999年）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行され、患者等の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されることとなりました。

学校においては、児童生徒にH I V感染症・エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を正しく理解させ、予防する力を身につけさせるとともに、いたずらな不安や偏見・差別を払拭させることを目標として、エイズ教育を実施しています。しかし、現在なおH I V感染症・エイズに対する偏見や差別が残っています。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立しています。

従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。この隔離政策は昭和 30 年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も維持され、平成 8 年（1996 年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて、ようやく終結する事となりました。

しかし、偏見や差別の解消はなかなか進まず、国のハンセン病対策の歴史と責任を明らかにするため平成 10 年（1998 年）に療養所入所者が熊本地方裁判所に訴訟を起こし、平成 13 年（2001 年）にハンセン病患者、元患者に対する国の損害賠償責任が認められ、国によるハンセン病患者・元患者に対する補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られることとなりましたが、社会における偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない等社会復帰が困難な状況にあります。

## 別府市の現状

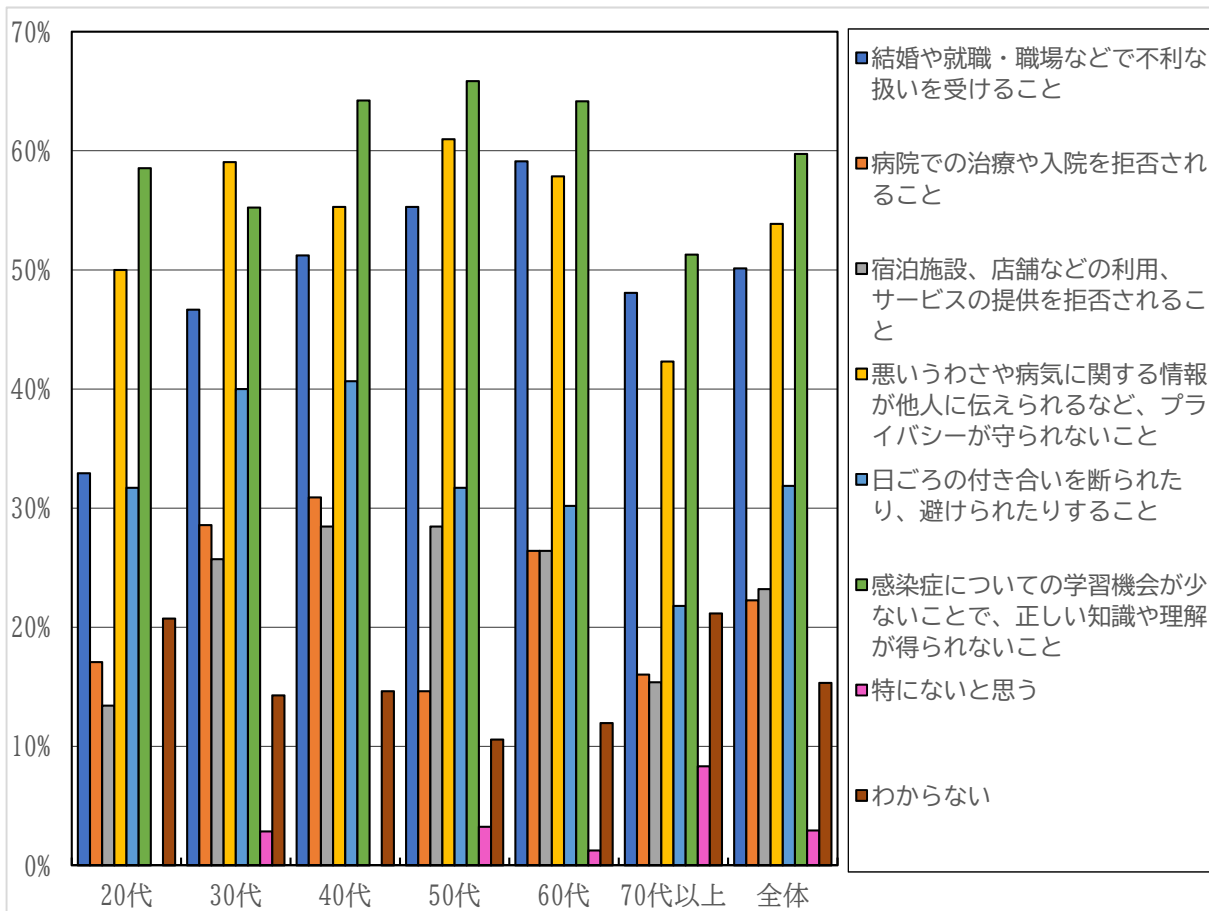
本市は、H I V感染症、ハンセン病等についての正しい知識の理解とこれらの病気に対する偏見や差別の解消のため、講演会の開催、パネル展等を実施してきました。

令和 2 年度別府市民意識調査での感染症患者など（ハンセン病患者・回復者、H I V感染者、エイズ患者など）の人権上の問題になる項目では、「感染症についての学習機会が少ないことで、正しい知識や理解が得られないこと」「悪いうわさや病気に関する情報が他人に伝えられるなど、プライバシーが守られないこと」「結婚や就職・職場などで不利な扱いを受けること」を挙げる人が多くいました。特に年齢にかかわらず感染症についての学習機会が少ないことで正しい情報が得られていないと認識している人が多く、今後も市民への正しい知識の普及啓発に努めていくことが必要と考えられます。



【感染症患者などの人権上の問題となる項目】

(複数回答)



【令和2年度別府市民意識調査より】

(2) 施策の方向性

H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者等に対する偏見や差別意識を解消するため、市民への正しい知識の普及・啓発に努めなければなりません。基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生きていくことの大切さを広く市民へ伝えていくために地域、学校、家庭が一体となった教育・啓発活動の推進を図ります。

① 啓発活動の推進

感染症や難病に対する偏見や差別は情報不足からくるものが多いことから、学校や関係機関等が連携して様々なメディアを通して情報を提供し正しい知識の普及啓発を図ります。

② 人権教育研修の推進

(ア) 高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに関係団体に対しても取組を要請します。

(イ) 学校では、保健学習や特別活動、総合的な学習の時間等を通じてH I V感染症・エイズやハンセン病を正しく理解し、差別と偏見の解消に努めます。

### ③ 相談・支援・権利擁護の充実

学校では、教職員が一体となって児童・生徒の相談を受け、支援を行うよう権利擁護体制の整備に努めます。

## さまざまな人権問題

### (1) 現状と課題

コンピュータやインターネットの普及により、欲しい情報がいつでもすぐに手に入り、誰でも手軽に情報を発信できる便利な社会になりました。しかし、その反面、相手の顔が見えないせいか、相手への匿名による誹謗中傷や差別的な書き込み等が後を絶たず、人権侵害や犯罪が増加しています。一人ひとりがインターネットに関して正しい知識をもたなければ、被害者のみならず、加害者にもなる可能性があります。インターネットを利用する際は、不特定多数の人々が見るということを常に意識して、人を傷つけるような情報を流さないよう十分注意する必要があります。

個人情報の取扱いについても、今日の情報化社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されており、今後ますます拡大していくものと予想されます。それと同時に、個人の情報が外部に漏れ、脅迫や架空請求等の犯罪に利用されるといった事態も発生しています。

犯罪被害者やその家族は、受けた被害そのものだけでなく、その後の取材や報道によるプライバシーの侵害、治療のための高額な医療費や休職したことによる経済的負担等に苦しんでいます。最近では、社会的な関心の高まり等により、法的にも犯罪被害者を支援する体制が整ってきましたが、制度面だけの改善ではなく、私たち一人ひとりが犯罪被害者やその家族に対する理解を深めていくことが必要とされています。

性的少数者については、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランス・ジェンダー（からだの性とところの性が一致しない人）等、多様な性的指向、性自認の人たちがいます。これらの人々は、長い間社会の中で偏見の目にさらされ、差別を受けてきました。現在では人権意識が高まり、性に対する多様な在り方が認められてきており、平成15年（2003年）7月には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立したことで、戸籍上の性別の変更が認められるようになりました。しかし一方ではまだ偏見も残っており、社会生活の中で差別を受けることがあります。制度面の改革だけでなく、私たち一人ひとりが性のあり方について偏見をもたず、理解を深めていくことが大切だと思われま

す。何らかの理由でホームレスとなった人々に対する偏見がもとで、暴力事件等が起こっています。平成14年（2002年）「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により、ホームレスの雇用や住居の確保等の国と地方公共団体の責務が明確になりました。社会復帰を支

援するとともに、差別・偏見をなくす教育・啓発が必要とされています。以上挙げた人権問題のほか、刑を終えて出所した人々やその家族に関する問題、アイヌの人々等に対する偏見等の差別が現在においても存在しています。

## 別府市の現状

本市では個人情報の保護を確立するため平成2年（1990年）に「個人情報保護条例」を制定、平成15年（2003年）12月に改正しています。行政機関及び事業者における個人情報保護の取扱いに係る必要事項を定め、個人のプライバシーに関する情報の保護に努めています。

性的少数者の人権問題については、市民及び企業に対しての学習会等で、性的少数者の現状や現時点での社会の対応等を周知する等して、差別意識や偏見の解消に向けて啓発を行っています。また、市役所で扱う公的申請書類等で、男女別を記載する項目を外すことができるものから順次見直しを行っています。

以上の様々な人権問題に対して積極的に対応を図ることが重要であると考え、本市では月に1回、人権擁護委員による無料人権相談を行っています。

## (2) 施策の方向性

個人の尊厳をお互いに尊重し、助け合うという「共生社会」を実現するという視点から、次のような施策の推進に努めます。

### ① インターネットによる人権侵害

市民向け及び学校教育での啓発を行います。

### ② プライバシーをめぐる問題

市民一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識し、お互いのプライバシーが尊重されるよう積極的な啓発を進めます。また、個人情報保護に関しての職員の意識の向上に努めます。

### ③ 犯罪被害者やその家族に関する人権問題

犯罪被害者等の理解を深めるための啓発が必要です。

### ④ 性的少数者の人権

差別意識や偏見の解消に向けて、更なる啓発を行います。また、公的申請書類等で男女別を記入する項目の削除を、できる範囲で進めていきます。

### ⑤ ホームレスの人権

やむを得ない事情でホームレスになった人々に対する社会的支援に取り組むとともに、偏見をなくすよう広く啓発していく必要があります。

### ⑥ その他

刑を終えて出所した人々やその家族、アイヌの人々等に対する偏見や差別等に対して、人権の立場に立った啓発が必要です。

### 第3章 基本計画の推進

別府市の基本計画の目標と基本姿勢、人権問題の現状と課題を踏まえ、部落差別問題を柱とするあらゆる人権問題を解決するための教育・啓発を推進する具体的施策の方向性を以下に示します。

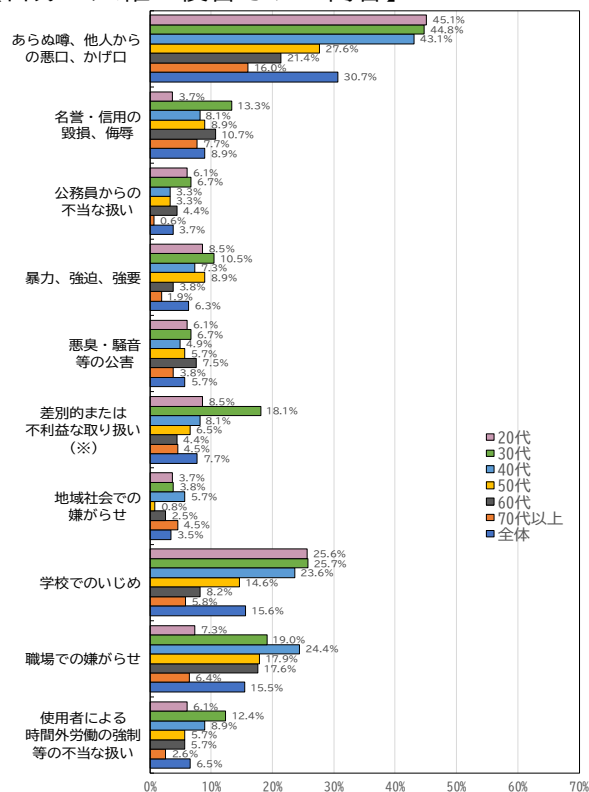
#### 1 共生社会の創造（あらゆる場における人権教育）

平成12年（2000年）12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第6条には、国民の責務として「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と定められています。私たちは、すべての市民の人権が尊重される社会が実現するよう努めなければなりません。

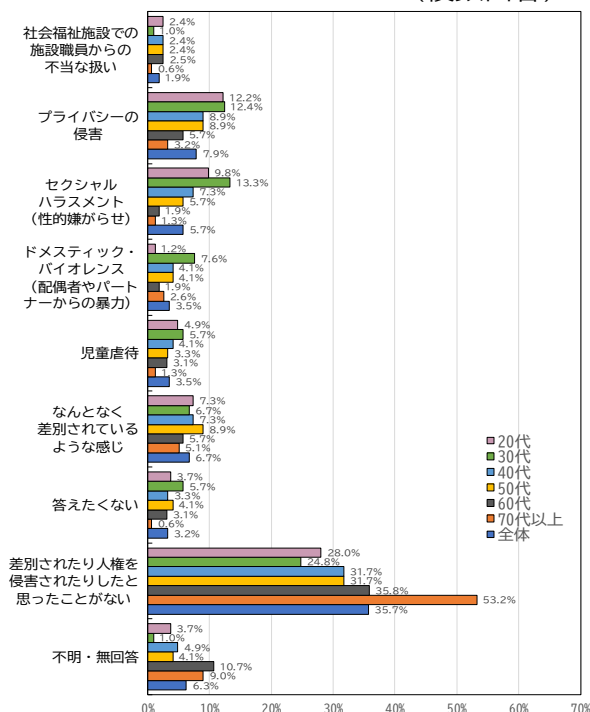
そのために、あらゆる人々が、家庭・学校・地域・職場等あらゆる場所で、人権教育を生涯学習の一環と位置付け積極的に学習に取り組み、意識の高揚に努めなければなりません。

令和2年度別府市民意識調査では「差別されたり人権を侵害されたりしたと侵害されなかったと思っことがない」と回答した市民は35.7%でした。自分の人権が侵害された具体的な内容については「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が30.7%で一番多く挙げられていました。

【自分の人権が侵害された内容】



(複数回答)



(※：人種・信条・性別・社会的身分等により就職や、結婚等の社会生活の上で不平等または不利益な扱い)

【令和2年度別府市民意識調査より】

このことは、私たち一人ひとりが、他の人の立場に立って、発言内容に気を使うことにより防げるものと思われます。市民一人ひとりが、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、他の人によりよく生きようとする姿勢を身に付けることが必要です。

## (1) 就学前教育・学校教育

平成20年(2008年)に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が「人権教育の指導方法等の在り方について」(第三次とりまとめ)を出しています。この中で、学校教育における人権教育の現状に関して、「教育活動全体を通じて人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていない」と指摘しています。

また、人権教育について、「人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、進化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。」と示されました。

人権教育の充実を図るため、学校教育だけでなく就学前からの人権教育に取り組みます。

## (2) 社会教育

社会教育では、すべての別府市民や別府市を訪れる人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、人権問題に関する学習を生涯学習の一環に位置付け、「いつでも、どこでも」学習ができ、人権尊重の精神の涵養に努められるよう学習環境の整備が必要です。そのためには、市民の身近にある地区公民館等社会教育施設で、市民の学習ニーズに対応できる人権学習の場の提供が必要です。また、社会教育施設で行われる青少年の体験活動や、ボランティア活動の中でも人権尊重の精神の涵養が大切です。

市民に関心のある人権問題や日常生活で起きている人権問題の学習を推進し、行政と連携しながら市民一人ひとりがその解決に努め、全ての人々が安心して暮らせる社会づくりに努めます。

また、人権問題に関する学習で、学習者の意欲を高めるため、参加体験型の学習プログラムの導入や、視聴覚機器の効果的な活用を図るとともに、感性に訴える学習方法の工夫改善が必要です。そのため、情報提供や人権学習相談、講師派遣を行う等、人権学習の支援に努めます。

### (3) 家庭・地域における人権教育

#### ① 家庭教育

家庭は、子どもたちが基本的な生活習慣を身に付けたり、人権尊重の精神を育んだり等、人格の形成に大切な役割をもっています。しかし、今日、家庭の教育力の低下等が指摘され、児童虐待や高齢者虐待等人権侵害の問題も生じています。そのため、大人自身が人権問題に対し学習を深め、人権感覚を身に付けることが大切です。

本市では、市内の学校やPTA活動と連携し、保護者を対象とした人権教育学級を実施しています。また、地区公民館で実施されている家庭教育学級等の講座に、人権学習を位置付ける等の取組をしています。このような取組を通し、家庭での人権意識が高まるよう努めるとともに、家庭が孤立し児童虐待等の人権問題が生じないよう、関係機関と連携し気軽に相談できるよう相談活動の充実と情報提供に努めます。

#### ② 地域における人権教育

地域社会における人権教育や啓発の目的は、市民の人権感覚の高揚です。また、人権問題を正しく理解し、積極的に地域社会の中で人権問題の解決を図ろうとする市民の育成です。そのため、子どもから大人まで気軽に参加できる人権学習の場や、人権問題を深く学習できる人権研修の場の提供が必要です。

本市では、市民の身近な人権問題を扱った講座や、「差別をなくす運動月間(8月)」、「児童虐待防止推進月間(11月)」や「人権週間(12月)」での人権啓発講演会、視聴覚機器等を活用した幼児から高齢者まで参加できる人権学習の場、パネル展等を実施してきました。

今日では、プライバシーをめぐる問題やインターネットによる人権侵害等の問題も発生しています。別府市民の人権問題に対する関心も高まり人権意識に関する評価が厳しくなった面もあります。

今後も、市民に理解しやすいよう工夫を凝らし、知識の伝達だけに終わらず感性に訴えられる人権啓発を進めていきます。特に、人権問題に関心を示さない市民への啓発や、地域の中で、住民が小グループで人権学習ができるような働きかけや、講師派遣に努めます。その中で、お互いの人権を尊重し、よりよく生きていくための人間関係を調整する能力や自他の要求を共に満たせる解決方法を見出し、それを実現する能力を高め、暮らしやすい別府市づくりに努めます。

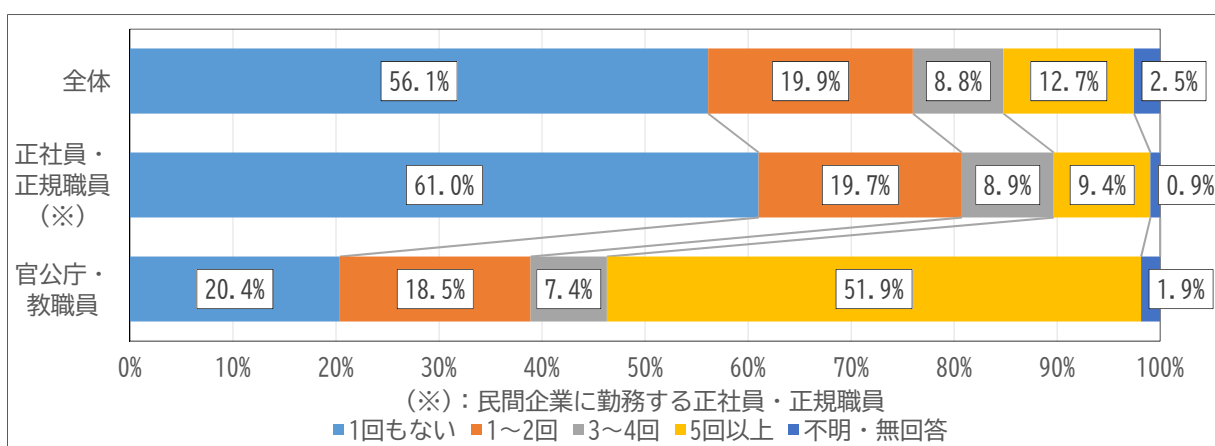
### (4) 企業内人権研修

企業は、地域社会に対し豊かな社会づくりに貢献するという社会的責任を担っています。特に近年、地球環境の保全や男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応や障がいのある人の雇用等、適切な対応が強く求められています。また、公正な採用や公正な配置・昇任、職場環境の整備等企业内における人権尊重の配慮も求められています。また、企業はそこで働

く人々に対し、より高い人権意識の育成が求められます。そのため、企業内における人権研修や、企業外で行われる人権問題に関する講演会や研修会への参加が強く求められます。

令和2年度別府市民意識調査では、人権問題に関する講演会や研修会に参加したことが「一度もない」と回答した人が全体では56.1%となっていますが、民間企業に勤務する正社員・正規職員では「一度もない」が61.0%となっています。一方、官公庁（国、県市町村の機関）や学校に勤めている人は「一度もない」が20.4%であり、大きな差が生じています。

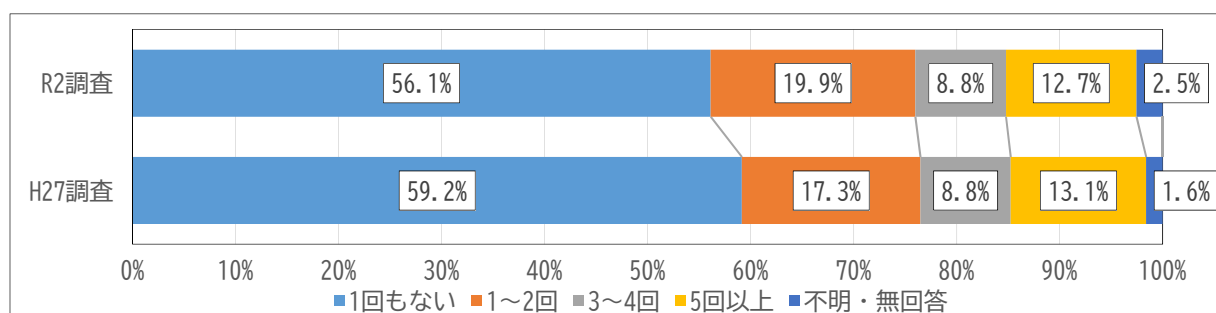
### 【講演会や研修会への参加経験】



【令和2年度別府市民意識調査より】

また、平成27年度調査と比較して、「一度もない」と回答した人は3.1%減少しており、人権問題に関する講演会や研修会への参加に関して改善がみられます。

### 【講座参加回数に係る比較】



【令和2年度別府市民意識調査より】

今後も、「別府市人権問題啓発推進協議会」等の意見を参考に、企業に対し講師を派遣する等、人権問題に関する研修会実施や講演会参加を積極的に働きかけ、人権意識の高揚に努めます。また、観光地として温かく訪問者を迎えらるるよう、宿泊施設に対する人権研修も促進します。

## (5) 特定職業従事者等に対する人権教育

人権教育・啓発の推進にあたって、人権にかかわりの深い特定職業に従事する人に対する研修等の取組を充実する必要があります。そのため、次のような人権教育・啓発の推進に努めます。

### ① 市職員

本市の職員は、全体の奉仕者である公務員として、一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、市民の目線に立った接遇改善や、障がいのある人、高齢者、外国人等に分かりやすく丁寧な対応ができるよう人権重視の職務遂行に努めねばなりません。そこで、さらに計画的な研修を推進していく必要があります。そのため、各課の人権啓発推進員担当者研修や、職員課と連携した職員研修を推進していきます。また、各課内で実施する人権学習に講師を派遣し、人権感覚の育成に努めます。

### ② 消防職員

地域の安全を守る消防職員は、市民生活と密接に関連していることから、人権尊重の重要性を考え、行政職員同様の研修に取り組みます。

### ③ 上下水道局職員

市民の生活・生命を維持するための水道や下水道を守る上下水道局職員は、市民に接する機会も多く市民生活と密接に関連していることから、人権尊重の重要性を考え、行政職員同様の研修に取り組みます。

### ④ 教職員等

教職員は、就学前教育や学校教育で児童生徒等の人権問題に関する知識を与えるだけでなく、具体的に態度や行動に現れるような人権感覚を育成することが大切です。そのためには、教職員自らが研修を積み、人権尊重の理念を理解し、わかりやすい言葉で、感性に訴えられる人権教育を教育活動全体を通じて推進することが重要です。

その推進のため、教職員の指導力向上に努めます。また、人権教育に関する情報提供や、教材提供に努めます。

### ⑤ 医療関係者

医療現場において、患者を診断し治療を決める場合、患者自身が医者と相談し治療方法を決定する自己決定権が認められるようになりました。このため、医療でのインホームド・コンセント（情報を与えた上での同意）が大切になっています。ドナーカードによる臓器提供も自己決定権の一つです。また、患者のプライバシーへの配慮も必要です。高度産業化、情報化が進む中で「新しい人権」への認識も必要です。そのため、医療現場での人権意識の一層の高揚を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等の医療関係者に対する人権教育・啓発を関係諸団体と連携し促進します。



## ⑥ 福祉保健関係者

超高齢社会の到来により、介護疲れによる殺人や高齢者虐待が増加しています。その防止のためにも、在宅介護サービス等を受ける必要性も高くなっています。しかし、介護を受ける側は、プライバシーを守るため、ヘルパーを自宅に入れることへの葛藤もあります。そのため、福祉関係者にはプライバシーを守る等高い人権感覚が求められます。市民に接する機会の多いケースワーカー、民生児童委員、主任児童委員、保健士、子育て支援相談員、母子自立支援員、女性相談員、家庭児童相談員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、社会福祉施設職員等は、市民から信頼されるように、関係機関と連携し人権意識の高揚を図るため、人権教育・啓発の充実に努めます。

## ⑦ マスメディア関係者

人権尊重の社会を形成する上で、マスメディアの果たす役割はきわめて大きく、そのため、マスメディア関係者に人権に関する情報提供を行いながら、人権尊重の視点に立った取材活動や報道が行われるよう働きかけます。

## 2 効果的な推進

別府市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し安心して生活するためには、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れる」ようにすることが必要です。生活の中で、いろいろな問題が生じた場合も、相手の立場に立って話し合いをすることや、人間関係を調整していくことで問題解決を図ることが大切です。

人権問題は、私たちの生活の中で常に直面する問題です。平成12年（2000年）12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国民の責務として、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と定められています。

今後、より多くの市民が人権学習に参加できるように、地区公民館等身近な場所で学習機会の充実に努めるとともに、人権学習の広報に工夫を凝らし、多くの市民が学習できるよう努めます。

### (1) 学習機会の拡大・充実

市民に身近な親しみやすい場所において、生涯学習の視点に立った講座等を開催し、誰もが参加しやすい学習の場を提供し、学習しやすい環境整備に努めます。

#### ① 人材の育成と活用

部落差別問題をはじめとする人権問題の解決に向けて、あらゆる年齢層に対して発達段階に応じた人権教育・啓発を推進するためには、専門的知識に加え、系統的な人権に関する

る研修を企画することができる指導者が必要です。そこで、別府市人権問題啓発推進協議会と連携して人権問題の啓発に専門的に携わった経験者を登用し、講師として養成していきます。また、国や県の実施する各種研修会等を活用しながら人権研修・啓発を企画できる職員の育成にも努めます。

## ② 学習ニーズの把握

各種の事業やイベントにおけるアンケートや視聴覚教材の利用報告等あらゆる機会を捉えて、積極的に市民各層の学習ニーズの把握に努めるとともに、市民意識調査等の結果や人権相談事例等から明らかになった課題を踏まえ、人権教育・啓発の方向性や実践の場に活かして推進していきます。

## ③ 教材等の開発・整備

人権問題を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、日常生活で人権との関わりが自覚できるように身近な問題を取り上げ、共生社会実現の視点で生活に根ざしたわかりやすい教材の開発を進めます。また、学校教育では、これまでに作成された資料等の活用を図るとともに、子どもたちの興味・関心を引き出し、主体的・自主的な学習ができるよう発達段階に応じた指導資料や地域に根ざした教材の開発に取り組みます。

人権教育を進める上で、学習者が主体的に人権学習に関与できるように、研究組織と連携して、その成果等を活用しながら参加体験型学習プログラムの開発に努めます。

## (2) 啓発と情報提供

令和2年度別府市民意識調査によると、人権問題に関するより効果的な啓発活動について、「テレビ・ラジオ・新聞などのマスコミや映画、ビデオを利用した啓発広報」が51.5%で一番多く、「市の広報誌、市が主催する講演会、研修会など」が38.8%、「企業、団体が主催する人権学習研修」が25.5%となっています。現在は、市のホームページでの啓発や、講演会及び研修会の実施、人権作品・パネル展の開催等による啓発を行っています。

啓発や情報提供を効果的なものとしていくためには、このような課題を踏まえ、分かりやすい身近な人権問題から理解を深め、自分の問題として取り組むことができる啓発に努めます。なお、啓発・情報提供に際しては、障がいのある人、高齢者、外国人等受け手の立場に立った配慮をしていくとともに、今後とも効果的な情報提供の一層の充実を図ります。

### ① 啓発内容の充実

市民に対しては、人権問題が市民の日常生活と結びついていることを認識できるようにするため身近な課題や教材を提供していきます。また、人々の感性や理性に訴えて、人権問題を自分や社会全体の問題として受けとめ、実際の行動に結び付くような効果的なものとなるよう検討を進めます。

その他、人権にかかわる標語やポスター、作文等を子どもたち及び市民から募り、資料や冊子を作成する等人権啓発に対する市民参加を促進します。

## ② 情報提供の整備・工夫

人権教育及び人権啓発に関する情報をより多くの人に効果的に提供するため、マスメディア及びインターネットの活用、イベント方式の活用、期間集中啓発の充実に努めます。

(ア) 広報紙、啓発冊子等の配布やビデオ等の提供体制の整備

(イ) ホームページの活用、ケーブルテレビ、立て看板、懸垂幕等の活用

(ウ) 各部課が提供する各種の人権啓発資料の有機的な連携調整（全庁体制の取組）

(エ) パネル展等の学習機会の充実と継続的な各種事業との連携

(オ) 地区公民館等での啓発ポスター展、ミニ講演会等の開催及び啓発資料の配布

## (3) 連携の促進

人権教育・啓発を進めるには、国、県、市町村の連携が不可欠であり、それぞれ保有する人権教育・啓発の推進に必要な情報や手法を共有し、広範な取組として展開されることが必要となっています。このため、人権教育・啓発関係の情報、教材、指導者等の情報提供や連携を図りながら、効果的な人権教育の推進に努めます。

### ① 国・県・他市町村との連携

国との連携では、大分地方法務局との連携を図り、人権相談や学校での人権啓発活動等に取り組んでいる人権擁護委員の活動を支援し、人権啓発活動ネットワーク協議会での情報交換を図ります。また、大分県や県下各市町村と定期的に情報交換を行い、連携を深めながら協力体制を整え、効果的な人権教育・啓発の推進を図ります。

### ② 地域・民間・団体等との連携

人権教育・啓発の推進は公的機関だけで取り組めるものではなく、地域や民間企業、各種団体と連携し、積極的な推進を図る必要があります。そのために、民間企業・団体等に人権教育・啓発の促進を図るとともに、必要に応じて人権研修のための講師派遣を行い、自主的な研修ができるよう講師紹介や教材提供の実施等、積極的な支援をします。

また、地域の人権啓発推進団体や別府市人権問題啓発推進協議会、人権擁護委員の活動等、地域に密着した人権問題への取組を積極的に支援します。

## (4) 国際協力の推進

「国際観光温泉文化都市」づくりを進めている別府市は、平成12年（2000年）に立命館アジア太平洋大学が開学し、外国から多くの留学生を受け入れています。日々の生活の中でも、アジアをはじめ世界の人々との交流の機会も増えてきました。今後は、市民レベルの国際交流事業等を積極的に支援し、外国人に対する理解を深めるとともに、アジアにおける交流拠点をめざします。

## (5) 相談・支援・救済体制の充実

市民一人ひとりの人権が尊重された社会では人権侵害は発生しませんが、現実には全国的に様々な態様の人権侵害が生じています。令和2年度別府市民意識調査では、自分が差別されたり人権を侵害されたと思ったときの対処について、20代～40代の市民は「身近な人に相談した」を選択した人が最も多くなっていますが、50代以上では「何もしないでがまんした」を選択した人がそれを上回っています。

人権を侵害された被害者への救済を図ることが、人権教育・啓発と並んで重要です。

### 【自分の人権が侵害されたと思ったこと】

回答項目	相手に抗議した	身近な人に相談した	相談機関に相談した	弁護士に相談した	警察に相談した	抗議も相談もなかった	何もしないでがまんした	差別されたり人権を侵害されたりしたと思ったことがない	不明・無回答	回答者数
20代	14.6%	36.6%	1.2%	1.2%	0.0%	2.4%	31.7%	24.4%	8.5%	82
30代	19.0%	33.3%	6.7%	2.9%	3.8%	9.5%	32.4%	21.0%	6.7%	105
40代	17.1%	31.7%	2.4%	0.8%	0.8%	13.0%	26.0%	30.1%	8.1%	123
50代	21.1%	19.5%	5.7%	2.4%	1.6%	11.4%	30.9%	25.2%	11.4%	123
60代	15.7%	17.0%	3.8%	3.1%	2.5%	10.1%	20.8%	31.4%	16.4%	159
70代以上	8.3%	10.9%	1.9%	2.6%	2.6%	8.3%	16.7%	46.8%	15.4%	156
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	2

【令和2年度別府市民意識調査より】

平成13年（2001年）5月25日に出された「人権救済制度の在り方について」（人権擁護推進審議会）の答申では、「相談は、適切な助言等を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促す等、それ自体が有効な救済手法であるから、担当する職員等には各種人権問題とその解決手法に関する専門的知識が必要であり、職員等の質的向上が重要である」と指摘しています。人権侵害に対する救済については、「人権擁護法」の早期制定が望まれるところですが、本市では、法務局や人権擁護委員と連携した人権相談をはじめ、市民相談として、「子育て支援相談」「母子・父子相談」「高齢者福祉相談」「教育相談」「女性相談」「育児相談」「無料労働相談」、その他多数の相談窓口を開き、より専門的な相談に応じています。

このような相談窓口が活用しやすいよう市民への情報提供等を充実するとともに、市民の要望に対応できる窓口の開設に努めます。また、国や県、関係機関等の連携を図り、要保護児童（児童虐待を含む）へのきめ細かな取組の推進や、高齢者虐待、各種ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の現代的な課題に適切に対応できるよう相談・支援・救済体制の充実に努めます。

## 第4章 基本計画の推進体制

今後の教育・啓発については、「人権教育及び人権啓発に関する法律」第5条に示された地方公共団体の責務を受け、国や県の基本計画を参考に、「別府市部落差別等の解消を推進し人権を擁護する条例」及び令和2年度別府市民意識調査を基本ベースとして、本市の状況を踏まえた「別府市人権教育及び人権啓発基本計画」を策定し、基本計画の推進にあたり、推進体制を下記のとおりとします。

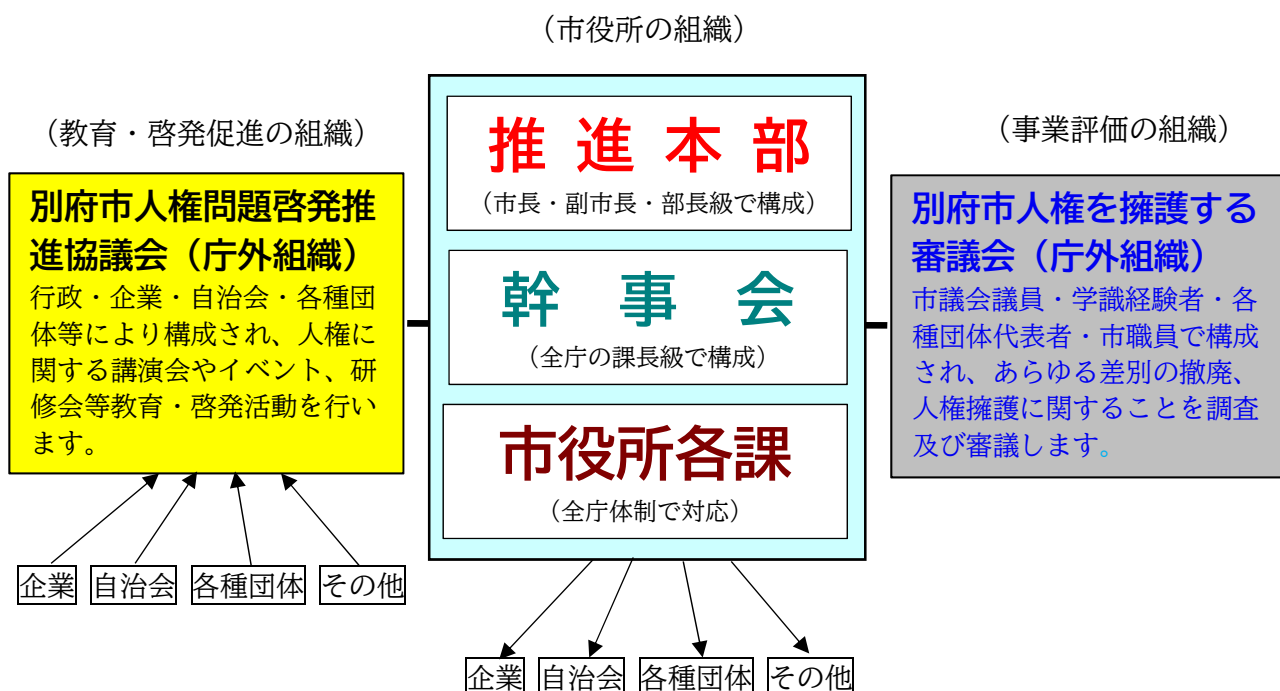
### 1 推進体制

- (1) 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため「別府市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心に全庁体制で基本計画を推進します。
- (2) 企業、民間の各種関係団体、自治会等と連携を深め、「別府市人権問題啓発推進協議会」を中心として広く人権教育・啓発の推進を図るとともに、積極的な支援に努めます。
- (3) 人権教育・啓発の推進にあたっては、広く市民に意見を求め計画の推進に反映します。

### 2 基本計画の評価と見直し

人権教育・啓発に関する前年度の施策の実施報告を総合的に点検し、その結果を次年度の人権施策に反映させるため「別府市人権を擁護する審議会」に意見を求め事業を評価します。また、この計画は社会情勢の変化や進捗状況、住民ニーズ等に応じて、計画の見直しを行います。

## ■ 推進体制





# 「別府市人権教育及び人権啓発基本計画」

## 資 料 編

# 資料編目次

○別府市部落差別等の解消を推進し人権を擁護する条例	45
○「部落差別撤廃」宣言に関する決議	46
○日本国憲法	47
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	48
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）	50
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律	57
○部落差別の解消の推進に関する法律	60
○同和対策審議会答申	62
○地域改善対策協議会意見具申（抜粋）	64
○世界人権宣言	66
○別府市人権教育及び人権啓発推進本部設置要綱	68



# 別府市部落差別等の解消を推進し人権を擁護する条例

平成8年3月25日  
条例第13号

## (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、及び人権を擁護するために必要な事項を定め、もって差別のない平和で明るい国際観光温泉文化都市の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国、県及び他の市町村との連携を図りつつ必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野において、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 前項に規定する事項を推進するに当たっては、市民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するように配慮しなければならない。

## (市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別を始めあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為を行わないように努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第4条 市は、部落差別を始めあらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

## (教育及び啓発等)

第5条 市は、部落差別を始めあらゆる差別の解消を推進するために、教育、啓発活動及び人権擁護に関する施策を推進するように努めるものとする。

## (実態調査等)

第6条 市は、前条の施策の推進に反映させるために、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

## (審議会)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に関する事項を審議するために審議会を置く。

2 前項に規定する審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月12日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 「部落差別撤廃」宣言に関する決議

同和問題は、人権にかかわる我が国最大の社会問題であり、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題である。すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

我々は、かかる認識に立って、これまでも『部落差別など、すべての差別をしない、させない、許さない』という市民意識の醸成に努めてきた。しかしながら、今日、なお人間の平等が軽視されがちであるばかりか、部落差別に見られる人権侵害の事象は後を絶たないところである。人権問題に関する教育、啓発活動をより積極的に取り組むことが求められている。

時あたかも、本年は世界人権宣言46周年に当たり、我々は、改めて人間の尊厳を自覚し、差別の撤廃が民主社会建設の基礎であることを認識し、すべての市民が差別のない平和で明るい社会を実現するため、本会議は、ここに『部落差別撤廃』を宣言する。

以上、決議する。

平成6年9月22日

別府市議会

# 日本国憲法

(昭和 21[1946]年 11 月 3 日公布)

(昭和 22[1947]年 5 月 3 日施行)

《前文中段》日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第 1 章【天皇】(第 1 条～第 8 条) 第 2 章【戦争の放棄】(第 9 条)

第 3 章【国民の権利及び義務】

第 10 条 (国民の要件)

第 11 条 (基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 (自由及び権利の保持義務と公共福祉性)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 (個人の尊重と公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 (平等原則等)

① すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 15 条 (参政権) 第 16 条 (請願権) 第 17 条 (公務員の不法行為による損害賠償)

第 18 条 (奴隷的拘束及び苦役の禁止)

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。また、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 (思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 (信教の自由)

① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第 21 条 (集会・結社及び表現の自由と通信の秘密)

① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 (居住、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第 23 条 (学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 (家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

① 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第 25 条 (生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増

進に努めなければならない。

第 26 条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

- ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

- ① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ② 賃金、就業規則、休息その他勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条（勤労者の団結権及び団体行動権）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条（財産権） 第 30 条（納税の義務）

第 31 条（生命及び自由の保障等） 第 32 条（裁判を受ける権利）

第 33 条（逮捕の制約） 第 34 条（拘留及び拘禁の制約）

第 35 条（侵入、捜索及び押収の制約） 第 36 条（拷問及び残虐刑の禁止）

第 37 条（刑事被告人の権利） 第 38 条（自白強要の禁止）

第 39 条（遡及処罰等の禁止） 第 40 条（刑事補償）

第 4 章【国会】（第 41 条～第 64 条）

第 5 章【内閣】（第 65 条～第 75 条）

第 6 章【司法】（第 76 条～第 82 条）

第 7 章【財政】（第 83 条～第 91 条）

第 8 章【地方自治】（第 92 条～第 95 条）

第 9 章【改正】（第 96 条）

第 10 章【最高法規】

第 97 条（基本的人権の由来特質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これからの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条（憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守）

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第 99 条（憲法尊重擁護の義務）

第 11 章【補足】（第 100 条～第 103 条）

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12[2000]年12月6日・法律第147号)

## (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

## (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抜粋)

(平成 25[2013]年 6 月 26 日公布・法律第 65 号)

(平成 28[2016]年 4 月 1 日施行)

## (目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
  - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの



六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

#### 第九条（国等職員対応要領）

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

#### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

第十六条（情報の収集、整理及び提供）



(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則 (第二十一条～第二十四条)

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

第二条（基本方針に関する経過措置） 第三条（国等職員対応要領に関する経過措置）  
（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

第五条（対応指針に関する経過措置） 第六条（政令への委任） 第七条（検討）

### 衆議院内閣委員会における附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。

2 基本方針、対応要領及び対応指針は障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み、基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。

3 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。

4 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。

5 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。

6 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、その設置を促

進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実及び本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。

7 附則第7条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後3年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。

8 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

#### 参議院内閣委員会における附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。また、同条約の趣旨に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること。

2 基本方針、対応要領及び対応指針は、国連障害者権利条約で定めた差別の定義等に基づくとともに、障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。

3 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。

4 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。

5 本法の規定に基づき、主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて毎年国会に報告すること。

6 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。

7 本法の規定に基づいて行う啓発活動については、障害者への支援を行っている団体等とも連携を図り、効果的に行うこと。

8 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、財政措置も含め、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実を図ること。また、国の出先機関等が地域協議会に積極的に参加するとともに、本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。

9 附則第7条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を行うこと。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後3年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。

10 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

11 本法施行後、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ「不当な、差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の定義を検討すること。

12 本法第16条に基づく国の「障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供」に関する措置のうち、特に内閣府においては、障害者差別解消支援地域協議会と連携するなどして、差別に関する個別事案を収集し、国民に公開し、有効に活用すること。

右決議する。

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(平成 28 年[2016 年] 6 月 3 日施行・法律第 68 号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### 第一条 (目的)

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

### 第二条 (定義)

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

### 第三条 (基本理念)

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### 第四条 (国及び地方公共団体の責務)

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

### 第五条 (相談体制の整備)

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

#### 第六条（教育の充実等）

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

#### 第七条（啓発活動等）

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
（不当な差別的言動に係る取組についての検討）
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

#### 衆議院における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本認識の下、適切に対処すること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

## 参議院における附帯決議

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域のよって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成 28 年[2016 年]12 月 16 日施行・法律第 109 号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。



## 参議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行きすぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

# 同和対策審議会答申（抜粋）

（昭和40[1965]年8月11日）

前文

（略）

いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。

（略）

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

## 第1部 同和問題の認識

### 1. 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

（略）

世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象に他ならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しよう、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当ではない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分差別であり、わが国の社会に潜在または顕在的に蔽存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別にこれに分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは、言語や文字や行為を媒体として顕在化する。・・・（略）・・・実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。・・・（略）・・・

このような心理的差別と実態的差別とは、相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことがとくに重大である。

・・・(略)・・・

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることも期待しがたいであろう。・・・(略)・・・

## 2. 同和問題の概観

### 第2部 同和対策の経過

#### 1 部落改善と同和対策 2 解放運動と融和対策 3 現在の同和対策とその評価

### 第3部 同和対策の具体案

これまでの同和対策は、明治維新の際の太政官布告を拠りどころとするものであって、それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。けれども現時点における同和対策は、日本国憲法に基づいて行われるものであって、より積極的な意義をもつものである。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。

したがって同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないのである。

以上の諸施策は、各々その分野において強力に推進されなければならないが、同時に、総合対策として統一的に把握され、有機的かつ計画的に実施されなければならない。

なお、この際とくに次の諸点に留意する必要があると認められる。

- ①社会的、経済的、文化的に同和地区の生活水準の向上をはかり、一般地区との格差をなくすことが必要である。このためには、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上等の諸施策を積極的かつ強力に実施しなければならない。なおこの場合、地区住民の自覚をうながし、自立意識を高めることが強く要請される。
- ②地区住民に対する差別的偏見を根絶することが必要である。このためには、学校教育、社会教育を通じて同和教育の徹底をはかるとともに、人権擁護活動を活発に展開しなければならない。なおこの場合、部落差別は古い因習や迷信と無関係ではあり得ない。したがって、このような弊風を温存する非合理性の強い、おくれた地域社会の体質を改善し、その近代化をはかるためにも適切な対策を講ずることがきわめて大切である。
- ③同和問題を社会開発および経済開発の中に正しく位置づけ、前進する日本の政治態勢の中でその解決をはかることが必要である。たとえば多年の懸案である生活環境の改善や就職の機会均等などの諸施策は、このような現在の前向きの姿勢の中で積極的に推進させなければならない。

1. 環境改善に関する対策
2. 社会福祉に関する対策
3. 産業・職業に関する対策
4. 教育問題に関する対策
5. 人権問題に関する対策

結 語

同和行政の方向

# 地域改善対策協議会意見具申

(平成8[1996]年5月17日)

## 1 同和問題に関する基本認識

・・・(略)・・・(大戦や地域紛争が続いた20世紀を経験した)人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。・・・(略)・・・世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

1965(昭和40)年の同和対策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。・・・(略)・・・

## 2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

### (1) これまでの経緯

### (2) 現状と課題

#### ① 現状 (略)

#### ② これまでの成果と今後の主な課題

(1993[平成5]年同和地区実態把握等調査の結果からみて)これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

## 3 同和問題解決への展望

### (1) これまでの対策の意義と評価

### (2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。(略)

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

#### 4 今後の重点施策の方向

##### (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

###### ① 基本的な考え方

・ ・ (略) ・ ・ 同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

###### ② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育、(中略)各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。・ ・ (略) ・ ・

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。(略)

##### (2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

##### (3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

##### (4) 今後の施策の適正な推進

##### (5) その他

# 世界人権宣言

(昭和 23[1948]年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会採択)

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、・・・(略)・・・

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、・・・(略)・・・

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、・・・(略)・・・これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第 1 条 [自由平等]

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第 2 条 [権利と自由の享有に関する無差別的待遇]

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

### 第 3 条 [生命、自由、身体の安全]

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第 4 条 [奴隷の禁止]

何人も、奴隷にされ、又は苦役に屈することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第 5 条 [拷問等の禁止]

### 第 6 条 [法による保障]

### 第 7 条 [法の下での平等]

### 第 8 条 [裁判による救済]

### 第 9 条 [拘束等の制約]

### 第 10 条 [刑事裁判を受ける権利]

### 第 11 条 [無罪の推定等]

### 第 12 条 [プライバシーの保護]

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

### 第 13 条 [移動と居住の自由]

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いづれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

### 第 14 条 [迫害から避難する権利]

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

### 第 15 条 [国籍を有し、変更する権利]

1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。



第 16 条 [婚姻及び家族の権利]

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条 [財産権]

第 18 条 [思想、良心及び宗教の自由]

第 19 条 [意見及び表現の自由]

第 20 条 [結社の自由]

第 21 条 [参政権]

第 22 条 [社会保障の権利]

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条 [労働の権利]

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

第 24 条 [休息の権利]

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息を持つ権利を有する。

第 25 条 [生存権、母と子の権利]

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条 [教育の権利]

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的な段階においては、無償でなければならない。・・・(略)・・・
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。・・・(略)・・・

第 27 条 [文化的権利]

第 28 条 [国際社会等との関係]

第 29 条 [社会に対する義務]

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

第 30 条 [破壊行為の適用除外]

## 別府市人権教育及び人権啓発推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発に係る施策に関し、市における連絡調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、別府市人権教育及び人権啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 人権教育及び人権啓発に関する計画の策定及び当該計画に基づく施策の推進に関する事項

(2) 人権教育及び人権啓発に係る事業の連絡及び調整に関する事項

(3) その他人権教育及び人権啓発に関する必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 本部の運営について必要な事項を処理するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、常任幹事及び幹事で組織し、別表第2に掲げる者をもって充てる。

3 幹事会は、特に必要な事項を処理するため、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、共生社会実現・部落差別解消推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。



別表第1（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	総務部長
	企画戦略部長
	観光・産業部長
	経済産業部長
	公営事業部長
	市民福祉部長
	こども部長
	いきいき健幸部長
	建設部長
	市長公室長
	防災局長
	議会事務局長
	教育部長
	消防長
上下水道局長	

備考

- 1 副市長が2人のときは、2人の副市長をともに副本部長とする。
- 2 部に参事を置くときは、当該参事も本部員とする。

別表第2（第6条関係）

幹事長	市民福祉部長
常任幹事	総務課長
	職員課長
	政策企画課長
	観光課長
	文化国際課長
	産業政策課長
	市民課長
	高齢者福祉課長
	ひと・暮らし支援課長
	障害福祉課長
	子育て支援課長
	こども家庭課長
	健康推進課長
	介護保険課長
	スポーツ推進課長
	都市計画課長
	都市整備課長
施設整備課長	

	秘書広報課長
	教育政策課長
	学校教育課長
	社会教育課長
	消防本部庶務課長
	上下水道局総務課長
幹事	常任幹事以外の課等の長及び参事（市長部局以外の課等の長及び参事を含む。）

## 別府市人権教育及び人権啓発基本計画

令和3年4月

発 行 別府市市民福祉部  
共生社会実現・部落差別解消推進課

電 話 0977-21-1291

F A X 0977-21-0288

E-mail [hur-le@city.beppu.lg.jp](mailto:hur-le@city.beppu.lg.jp)